

人間文化研究科
キリスト教思想専攻
宗教思想専攻

人間文化研究科キリスト教思想・宗教思想専攻履修要項

[キリスト教思想専攻]

博士前期課程

I. 授業の履修について（2008年度以降入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科キリスト教思想専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	文化表象論	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[神学領域]			
聖書神学概論	(2)	組織神学概論	(2)
諸宗教の神学概論	(2)	旧約聖書研究	(2)
新約聖書研究	(2)	組織神学研究	(2)
諸宗教の神学研究	(2)	倫理神学研究	(2)
実践神学研究	(2)		
[哲学領域]			
教父思想研究	(2)	キリスト教精神史研究	(2)
キリスト教文化研究	(2)	古代哲学研究	(2)
中世哲学研究	(2)	近世・現代哲学研究	(2)
[宗教学領域]			
宗教史研究	(2)	宗教学研究	(2)
宗教社会学研究	(2)	宗教心理学研究	(2)
比較宗教学研究	(2)	宗教哲学研究	(2)
[専門外国語科目]			
古典語学（ヘブライ語）	(4)	古典語学（ラテン語）	(4)
古典語学（ギリシャ語）	(4)	現代語講読	(4)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)

(2) 履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	2科目 4単位以上	4単位
専門科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主たる領域の科目 10単位以上 ・ 他の領域の科目 4単位以上 ・ 専門外国語科目 1科目 4単位以上 	18単位
研究指導科目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導 I～IV 4科目 8単位以上 	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、研究指導科目 8単位を必修とする。
- 4) 主たる領域から10単位、他の領域から 4単位を修得するほか、研究科共通科目のうちから 2科目 4単位および専門外国語科目のうちから 1科目 4単位を必修選択科目として修得しなければならない。なお、履修する専門外国語科目については、指導教員と相談の上、決定することとする。
- 5) 本研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 6) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 7) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
- 8) 他の専攻、研究科、大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えないものとする。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、各専攻の定める 1カ国語又はそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年又はそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請

書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出について)

- 1) 修士論文等は研究指導4単位を含む16単位以上を修得した者が、予め計画書ならびに研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を提出した上でなければ、これを提出することができない。
- 2) 学位論文計画書等は、6月20日（9月修了の場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期休学者は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書等は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書等を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書等を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 修士論文等は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 8) 修士論文等提出の期限は、1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については修士論文等提出の期限は7月末日とし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(学位論文の審査および最終試験について)

- 1) 修士論文等の審査は、本研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
- 2) 学位審査委員会は、本研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員（うち1名は主査）をもって組織する。
- 3) 特定の課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。
- 4) 修士論文の当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。

- 5) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。
- 6) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- 7) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 8) 本研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。

(学位の授与について)

- 1) 学長は前項第4号の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
- 3) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士（キリスト教思想）の学位を授与する。

[宗教思想専攻] 博士後期課程

I. 授業の履修について

(1) 授業科目

人間文化研究科宗教思想専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
宗教思想特殊研究（神学）A	（2）	宗教思想特殊研究（神学）B	（2）
宗教思想特殊研究（哲学）A	（2）	宗教思想特殊研究（哲学）B	（2）
宗教思想特殊研究（宗教学）A	（2）	宗教思想特殊研究（宗教学）B	（2）
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	（2）	研究指導Ⅱ	（2）
研究指導Ⅲ	（2）	研究指導Ⅳ	（2）
研究指導Ⅴ	（2）	研究指導Ⅵ	（2）

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教授を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

〈科目群〉	〈履修要件〉	〈必要単位数〉
専門科目	・ 3科目6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 6科目12単位（研究指導Ⅰ～Ⅵ）	12単位
	修了に必要な単位数	18単位

- 3) 標準修業年限は3年を原則とする。ただし、入学時に、修士課程修了後の研究業績により、1年次の研究指導科目（研究指導Ⅰ～Ⅱ）の単位認定を受けた者については、標準修業年限を2年とする。また、特に優れた研究業績を上げた者については、入学時に研究指導Ⅰ～Ⅱの単位認定を受けていない場合でも、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 4) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したものとみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として

単位を与え、不可を不合格とする。

- 4) 外国語に関する学力の検定は、2言語について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年又はそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文は、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語に関する学力検定に合格した者が、予め学位論文計画書を提出した上でなければ、これを提出することができない。
- 2) 学位論文計画書等は、6月20日(9月修了の場合は12月20日)までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日(秋学期休学者は、4月15日)までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日までに提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 博士論文は、1編5部および要旨5部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 8) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 9) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 10) 3月に課程を修了する者は、1月20日までに博士論文を提出しなければならない。その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文提出の期限は7月末日までとし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員(内1名は主査)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。
- 2) 最終試験の日程および方法については、指導教授を通じて指示される。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するに必要な高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。
- 4) 学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士(宗教思想)の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 5) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

人間文化研究科
人類学専攻

人間文化研究科人類学専攻履修要項

[人類学専攻]

1. 博士前期課程

I. 授業の履修について（2008年度以降入学者に適用）

(1) 授業科目

人間文化研究科人類学専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	文化表象論	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[研究基礎科目]			
情報処理研究	(2)	科学文化史研究	(2)
[文化人類学領域]			
人類学史研究	(2)	民族誌学研究	(2)
歴史人類学研究（世界システム論）	(2)	歴史人類学研究（ナショナリズム論）	(2)
社会人類学研究（宗教変容論）	(2)	社会人類学研究（民族芸術論）	(2)
人類学応用論研究（医療人類学）	(2)	人類学応用論研究（国際協力論）	(2)
人類学演習（文化人類学）	(2)		
[考古学領域]			
考古学理論研究	(2)	考古学方法論研究	(2)
地域考古学研究（日本列島先史時代）	(2)	地域考古学研究（東海地方）	(2)
地域考古学研究（朝鮮半島・東アジア）	(2)	地域考古学研究（中国大陸先史時代）	(2)
地域考古学研究（中国大陸歴史時代）	(2)	地域考古学研究（東南アジア・オセアニア）	(2)
環境考古学研究	(2)	人類学演習（考古学）	(2)
研究指導科目			
[文化人類学領域]			
研究指導Ⅰ（文化人類学）	(2)	研究指導Ⅱ（文化人類学）	(2)
研究指導Ⅲ（文化人類学）	(2)	研究指導Ⅳ（文化人類学）	(2)
[考古学領域]			
研究指導Ⅰ（考古学）	(2)	研究指導Ⅱ（考古学）	(2)
研究指導Ⅲ（考古学）	(2)	研究指導Ⅳ（考古学）	(2)

(2) 履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 学生は入学後所定の期間内に文化人類学、考古学の2領域から1つの主領域を決定して指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	「文化資源学研究」を含む2科目 4単位以上	4単位
専門科目	主領域の「人類学演習」を含む9 科目18単位以上	18単位
研究指導科目	主領域の「研究指導Ⅰ～Ⅳ」を含 む4科目8単位以上	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、主領域の「研究指導Ⅰ～Ⅳ」8単位を必修とする。
- 4) 研究科共通科目のうちから「文化資源学研究」2単位を含め2科目4単位を、専門科目のうちから主領域の「人類学演習」2単位を含む9科目18単位以上を、修得しなくてはならない。
- 5) 指導教授が教育上有益と認めるときは、学生が必要単位数を超えて修得した研究科共通科目および主領域以外の研究指導科目を、8単位を限度として所定の単位数に充当させることができる。ただし、主領域以外の研究指導科目については「研究指導Ⅰ～Ⅱ」の4単位までに限る。
- 6) 本研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 7) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 8) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 9) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目、研究指導科目、他の専攻、研究科、大学院における修得単位、および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えないものとする。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

- 4) 外国語に関する学力の検定は、各専攻の定める1言語又はそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年又はそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究科の成果（以下、「修士論文等」という）の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出について)

- 1) 修士論文等は研究指導4単位および文化資源学研究2単位を含む20単位以上修得した者が、予め計画書ならびに研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を提出した上でなければ、これを提出することができない。
- 2) 学位論文計画書等は、6月20日（9月修了の場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期休学者は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書等は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書等を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書等を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 修士論文等は、1編3部および要旨5部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 8) 修士論文等提出の期限は、1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については修士論文等提出の期限は7月末日とし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(学位論文の審査および最終試験について)

- 1) 修士論文等の審査は、本研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
- 2) 学位審査委員会は、本研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委

員（うち1名は主査）をもって組織する。

- 3) 特定の課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。
- 4) 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。
- 5) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。
- 6) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- 7) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 8) 本研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。

(学位の授与について)

- 1) 学長は前項第4号の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
- 3) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士（人類学）の学位を授与する。

IV. 副領域制度について（2008年度以降入学者から適用）

主領域以外の科目を一定程度修得し、第二の領域においても専門的知識を有するに至った者に対して、そのことを証するために「副領域履修証明書」を発行する。

- 1) 副領域履修証明書の発行を希望する学生は、文化人類学を副領域とする場合は「人類学演習（文化人類学）」「民族誌学研究」を含む文化人類学領域科目8単位以上を、考古学を副領域とする場合は「人類学演習（考古学）」「考古学方法論研究」を含む考古学領域科目8単位以上を、修得しなければならない。
- 2) 副領域履修証明書の発行を希望する学生は、最終学期の2週目までに教務課に申請書を提出する。研究科委員会で審議し、認められた者に対して、課程修了時に副領域履修証明書を発行する。また、修了後においても、本人の求めに応じて副領域履修証明書を発行する。
- 3) 副領域履修証明書には、学位名に加えて主領域と修得した副領域を記すものとする。

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について

(1) 授業科目

人間文化研究科人類学専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
人類学特殊研究（文化人類学）A	(2)	人類学特殊研究（文化人類学）B	(2)
人類学特殊研究（考古学）A	(2)	人類学特殊研究（考古学）B	(2)
人類学特殊研究（地域研究）A	(2)	人類学特殊研究（地域研究）B	(2)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)
研究指導Ⅴ	(2)	研究指導Ⅵ	(2)

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教授を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

科目群	履修要件	必要単位数
専門科目	・ 3科目 6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 6科目12単位（研究指導Ⅰ～Ⅵ）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

- 3) 標準修業年限は3年を原則とする。ただし、入学時に、修士課程修了後の研究業績により、1年次の研究指導科目（研究指導Ⅰ～Ⅱ）の単位認定を受けた者については、標準修業年限を2年とする。また、特に優れた研究業績を上げた者については、入学時に研究指導Ⅰ～Ⅱの単位認定を受けていない場合でも、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 4) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したもののみみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

- 4) 外国語に関する学力の検定は、1言語（英語）について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年又はそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- 1) 博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語（英語）に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとす。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文は、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語（英語）に関する学力検定に合格した者が、予め学位論文計画書を提出した上でなければ、これを提出することができない。
- 2) 学位論文計画書は、6月20日（9月修了の場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期休学者は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書等を提出した者が博士論文を期日に提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 博士論文は、1編4部および要旨4部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 8) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- 9) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 10) 3月に課程を修了する者は、1月20日までに博士論文を提出しなければならない。その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文提出の期限は7月末日までとし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員(内1名は主査)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。
- 2) 最終試験の日程および方法については、指導教授を通じて指示される。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。
- 4) 学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士(人類学)の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 5) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

人間文化研究科
教育ファシリテーション専攻

人間文化研究科教育ファシリテーション専攻履修要項

[教育ファシリテーション専攻]

I. 授業の履修について（2012年度以降入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科教育ファシリテーション専攻における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	文化表象論	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
[研究基礎科目]			
教育ファシリテーション論	(2)	教育ファシリテーション評価研究	(2)
[学校教育領域]			
教育心理学研究	(2)	発達心理学研究	(2)
臨床心理学研究	(2)	学校心理学研究	(2)
障害児教育実践研究	(2)	教育臨床研究	(2)
[体験学習領域]			
体験学習ファシリテーション基礎研究	(2)	体験学習設計研究	(2)
体験学習ファシリテーション応用研究	(2)	グループ・アプローチ研究	(2)
ファシリテーション研究A	(2)	ファシリテーション研究B	(2)
[関連科目]			
教育社会学研究	(2)	カリキュラム研究	(2)
キャリア・ガイダンス研究	(2)	学校カウンセリング実践研究	(2)
組織と集団のマネジメント研究	(2)	身体技法研究	(2)
心理アセスメント実践研究	(2)		
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)

（2）履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科修士課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 学生は入学後所定の期間内にその主たる領域に基づいて指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	1科目 2単位以上	2単位
専門科目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ファシリテーション論 2単位 ・教育ファシリテーション評価研究 2単位 ・主たる領域 8単位 ・他の領域および関連科目（主たる領域で必要単位数を超えて修得した科目を含む） 8単位以上 	20単位
研究指導科目	<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導Ⅰ～Ⅳ 4科目 8単位 	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 3) 修士課程の必要修得単位は30単位とし、研究指導科目 8単位、教育ファシリテーション論 2単位および教育ファシリテーション評価研究 2単位を必修とする。
- 4) 主たる領域から 8単位、他の領域および関連科目（主たる領域で必要単位数を超えて修得した科目を含む）から 8単位を修得し、研究科共通科目のうちから 1科目 2単位を必修選択科目として修得しなければならない。
- 5) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目を所定の単位に充当させることができる。
- 6) 本研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 7) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 8) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
- 9) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目の修得単位及び他の専攻、研究科、大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えない範囲で所定の単位に充当させることができる。

II. 試験について（以下、全員に適用）

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、各専攻の定める1言語又はそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年又はそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

III. 課程の修了と学位授与

（課程の修了について）

- 1) 修士課程の最長在学年限を4カ年とする。ただし、特別の理由のある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

（学位論文の提出について）

- 1) 修士論文等は、研究指導4単位を含む16単位以上修得した者が、予め計画書ならびに研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を提出した上でなければ、これを提出することができない。
- 2) 学位論文計画書等は、6月20日（9月修了の場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期休学者は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書等は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書等を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書等を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 修士論文等は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。
- 8) 修士論文等提出の期限は、1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日ま

でにこれを行う。9月修了者については修士論文等提出の期限を7月末日とし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(学位論文の審査および最終試験について)

- 1) 修士論文等の審査は、本研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
- 2) 学位審査委員会は、本研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員(うち1名は主査)をもって組織する。
- 3) 特定の課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。
- 4) 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。
- 5) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。
- 6) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- 7) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 8) 本研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。

(学位の授与について)

- 1) 学長は前項第4号の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
- 3) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士(教育ファシリテーション)の学位を授与する。

学校心理士（補）資格認定の基礎資格について

（2011年度以降の入学者に適用）

2011年度以降の入学者は、新基準が適用され、大学院で下記8領域の科目および2つの基礎実習を修得することで、「学校心理士（補）」の資格認定のための基礎資格を取得することができる。なお、「学校心理士（補）」の資格認定は、学校心理士認定運営機構がおこなう。

科目領域	新基準での科目	本専攻での対応科目
学校心理学 関連科目 8科目	学校心理学	学校心理学研究
	教授・学習心理学	教育心理学研究
	発達心理学	発達心理学研究
	臨床心理学	臨床心理学研究
	心理教育的アセスメント	心理アセスメント実践研究
	学校カウンセリング・コンサルテーション	学校カウンセリング実践研究
	特別支援教育	障害児教育実践研究
	生徒指導・教育相談・キャリア教育	キャリア・ガイダンス研究 教育心理学研究Ⅰ
基礎実習 2科目	心理教育的アセスメント基礎実習	心理アセスメント実践研究
	学校カウンセリング・コンサルテーション基礎実習	学校カウンセリング実践研究

人間文化研究科
言語科学専攻

人間文化研究科履修要項

[言語科学専攻]

1. 博士前期課程

I. 授業の履修について（2008年度以降の入学者に適用）

（1）授業科目

人間文化研究科言語科学専攻博士前期課程における授業科目（研究科共通科目、専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

研究科共通科目			
キリスト教的人間論	(2)	文化表象論	(2)
人間と言語	(2)	人間関係論	(2)
文化資源学研究	(2)		
専門科目			
言語運用能力論(英語)	(2)	言語運用能力論(日本語)	(2)
言語学概論	(4)	日本語教育概論	(4)
コミュニケーション論	(2)		
統語論概論	(2)	意味論概論	(2)
音韻論概論	(2)	心理言語学概論	(2)
言語理論研究A	(2)	言語理論研究B	(2)
日本語文法論A	(2)	日本語文法論B	(2)
英語文法論A	(2)	英語文法論B	(2)
異文化コミュニケーション論	(2)		
第二言語習得概論	(2)	言語教育学	(2)
日本語教育研究A	(2)	日本語教育研究B	(2)
英語教育研究A	(2)	英語教育研究B	(2)
コミュニケーション教育研究A	(2)	コミュニケーション教育研究B	(2)
言語習得論研究A	(2)	言語習得論研究B	(2)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)

（2）履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本研究科博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。ただし、在学期間に関しては、特にすぐれた成績を修め、研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 学生は入学後所定の期間内に言語学、日本語教育、英語教育の3領域から1つの主領域を決定して指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。

科目群	履修要件	必要単位数
研究科共通科目	2科目 4単位以上	4単位
専門科目	18単位以上	18単位
研究指導科目	・研究指導Ⅰ～Ⅳ 4科目 8単位以上	8単位
修了に必要な単位数		30単位

- 3) 博士前期課程の必要修得単位は30単位とし、研究指導科目8単位を必修とする。
- 4) 研究科共通科目のうちから2科目4単位を必修選択科目として修得しなければならない。
- 5) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目を所定の単位に充当させることができる。
- 6) 本研究科委員会が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、学生が本学の他研究科あるいは本研究科の他専攻において修得した科目を所定の単位数に充当させることができる。
- 7) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 8) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において修得した単位を本学大学院において修得したものとみなすことができる。
- 9) 必要単位数を超えて修得した研究科共通科目の修得単位及び他の専攻、研究科、大学院における修得単位および入学前の大学院における修得単位は、併せて10単位を超えない範囲で所定の単位に充当させることができる。

Ⅱ．試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法は、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、各専攻の定める1言語又はそれ以上について行う。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年又はそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ．課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- 1) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 2) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文または特定の課題についての研究の成果（以下、「修士論文等」という）の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(学位論文の提出について)

- 1) 修士論文等は、研究指導4単位を含む16単位以上修得した者が、予め計画書ならびに研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を提出した上でなければ、これを提出することができない。
- 2) 学位論文計画書等は、6月20日（9月修了の場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期休学者は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書等は、学位規程様式第7による。
- 4) 学位論文計画書等を提出した者が修士論文等を期日に提出せず、次学期以降に修士論文等を提出する場合は、学位論文計画書等を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 修士論文等は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 7) 修士論文の表紙は学位規程様式第5による。

- 8) 修士論文等提出の期限は、1月20日とし、その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については修士論文等提出の期限は7月末日とし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(学位論文の審査および最終試験について)

- 1) 修士論文等の審査は、本研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
- 2) 学位審査委員会は、本研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員(うち1名は主査)をもって組織する。
- 3) 特定の課題についての研究の成果は、当該専門分野一般について、広範な学識と研究能力を示すに足るものをもって合格とする。
- 4) 修士論文は、当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。
- 5) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。
- 6) 最終試験は、学位論文の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- 7) 学位審査委員会は、修士論文等の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
- 8) 本研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。

(学位の授与について)

- 1) 学長は前項第4号の報告に基づいて、学位を授与すべきものについては学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
- 3) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士(言語科学)の学位を授与する。

IV. 副領域制度について(2006年度以降入学した学生から適用)

主領域以外の科目を一定程度修得し、第二の領域においても専門的知識を有するに至った者に対して、そのことを証するために「副領域履修証明書」を発行する。

- 1) 以下に示す「副領域履修要項」に従って副領域の科目を8単位以上修得(見込みを含む)した学生で、副領域履修証明書の発行を希望する者は、最終学期の2週目までに教務課に申請書を提出する。
- 2) 「副領域履修要項」に従って副領域の科目を修得し、研究科委員会で認められた者に対して、課程修了時に副領域履修証明書を発行する。また、修了後においても本人の求めに応じて副領域履修証明書を発行する。
- 3) 副領域履修証明書には、学位名に加えて主領域と修得した副領域を記すものとする。

副領域履修要項（2008年度以降の入学者に適用）

主領域	副領域	副領域科目
言語学	日本語教育	「日本語教育概論」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち☆を付された科目から2科目以上（外国人留学生の場合は☆1を付された科目を含めることが出来る）
	英語教育	「英語教育研究A、B」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち○を付された科目から2科目以上
日本語教育	言語学	「言語学概論」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち◇を付された科目から2科目以上
	英語教育	「英語教育研究A、B」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち○を付された科目から2科目以上
英語教育	言語学	「言語学概論」に加え「副領域履修に関する科目一覧」から◇を付された科目2科目以上
	日本語教育	「日本語教育概論」に加え「副領域履修に関する科目一覧」のうち☆を付された科目から2科目以上（外国人留学生の場合は☆1を付された科目を含めることが出来る）

副領域履修に関する科目一覧（2008年度以降の入学者に適用）

言語学		日本語教育		英語教育		単位数
日本語教育	英語教育	言語学	英語教育	言語学	日本語教育	
	○		○			言語運用能力論（英語） 2
☆ ₁					☆ ₁	言語運用能力論（日本語） 2
		◆		◆		言語学概論 4
★					★	日本語教育概論 4
		◇		◇		統語論概論 2
		◇		◇		意味論概論 2
		◇		◇		音韻論概論 2
		◇		◇		心理言語学概論 2
		◇		◇		言語理論研究A 2
☆					☆	日本語文法論A 2
☆		◇		◇	☆	日本語文法論B 2
	○		○			英語文法論A 2
	○	◇	○	◇		英語文法論B 2
☆	○					第二言語習得概論 2
☆	○					言語教育学 2
☆					☆	日本語教育研究A 2
☆					☆	日本語教育研究B 2
	●		●			英語教育研究A 2
	●		●			英語教育研究B 2
☆	○					言語習得論研究A 2
☆	○					言語習得論研究B 2

★、●、◆は各副領域の必須科目

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について

(1) 授業科目

人間文化研究科言語科学専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

専門科目			
言語科学特殊研究(言語理論) A	(2)	言語科学特殊研究(言語理論) B	(2)
言語科学特殊研究(言語表現論) A	(2)	言語科学特殊研究(言語表現論) B	(2)
言語科学特殊研究(言語習得論) A	(2)	言語科学特殊研究(言語習得論) B	(2)
研究指導科目			
研究指導 I	(2)	研究指導 II	(2)
研究指導 III	(2)	研究指導 IV	(2)
研究指導 V	(2)	研究指導 VI	(2)

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教授を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

〈科目群〉	〈履修要件〉	〈必要単位数〉
専門科目	・ 3科目6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 6科目12単位（研究指導 I～VI）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

- 3) 標準修業年限は3年を原則とする。ただし、入学時に、修士課程修了後の研究業績により、1年次の研究指導科目（研究指導 I～II）の単位認定を受けた者については、標準修業年限を2年とする。また、特に優れた研究業績を上げた者については、入学時に研究指導 I～IIの単位認定を受けていない場合でも、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 4) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したものとみなすことができる。

外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- 1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 外国語に関する学力の検定は、1言語（英語）について行う。外国語検定の申請は、

学位規程様式第8による。

- 5) 外国語に関する学力の検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、各専攻課程の決定により、前年又はそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもってこれに代えることができる。この場合は、外国語検定申請書は提出する必要はない。

Ⅲ. 課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- 1) 博士後期課程の最長在学年を6カ年とする。
- 2) 所定の年限以上在学して、外国語(英語)に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとす。
- 3) 所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- 1) 博士論文は、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語(英語)に関する学力検定および博士論文提出資格審査に合格した者が、予め学位論文計画書を提出した上でなければ、これを提出することができない。
- 2) 博士論文提出資格審査は、遅くとも博士論文を提出しようとする学期の直前の学期に行い、博士論文提出資格論文提出後6週間以内に実施する口述試験をもってその可否を決定する。
- 3) 博士論文提出資格論文は、春学期に博士論文提出資格審査を受ける場合は4月15日までに、秋学期に同審査を受ける場合には1月31日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書等は、6月20日(9月修了の場合は12月20日)までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日(秋学期休学者は、4月15日)までに教務課に提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- 6) 学位論文計画書等を提出した者が博士論文を期日に提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 7) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 8) 博士論文は、1編5部および要旨5部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 9) 博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 10) 学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。

- 11) 学位申請書は、学位規程様式第6による。
- 12) 3月に課程を修了する者は、1月20日までに博士論文を提出しなければならない。その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文提出の期限は7月末日とし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員(内1名は主査)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。
- 2) 最終試験の日程および方法については、指導教授を通じて指示される。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を証示するに足るものをもって合格とする。
- 4) 学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士(言語科学)の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 5) 博士の学位記は、学位規程様式第2による。

國際地域文化研究科

国際地域文化研究科国際地域文化専攻履修要項

1. 博士前期課程

(1) 授業科目

国際地域文化研究科国際地域文化専攻博士前期課程における専攻科目（基礎科目、専門科目、演習科目）とその単位数は次のとおりとする。（ ）内は単位数。

ただし、1週1時間15週の講義又は演習をもって1単位とする。

基礎科目	
地域研究方法論 (2)	国際文化論 (2)
国際関係論 (2)	国際交流・協力論 (2)
国際地域文化プロジェクト研究 (2)	
専門科目	
[アメリカ研究領域]	
アメリカ文化研究 (2)	アメリカ思想・宗教研究 (2)
英語圏文学研究 (2)	アメリカ歴史社会研究 (2)
アメリカ民族集団・人種関係研究 (2)	アメリカ政治社会研究 (2)
アメリカ経済研究 (2)	アメリカ外交研究 (2)
日米関係研究 (2)	日米比較社会研究 (2)
アメリカ特殊研究 (2)	英語表現研究Ⅰ (2)
英語表現研究Ⅱ (2)	
[スペイン・ラテンアメリカ研究領域]	
スペイン文化研究 (2)	スペイン思想研究 (2)
スペイン文学研究 (2)	スペイン語圏言語研究 (2)
ラテンアメリカ文化研究 (2)	ラテンアメリカ社会研究 (2)
ラテンアメリカ政治研究 (2)	ラテンアメリカ経済研究 (2)
ブラジル社会・経済研究 (2)	スペイン・ラテンアメリカ特殊研究 (2)
スペイン語表現研究Ⅰ (2)	スペイン語表現研究Ⅱ (2)
[アジア・日本研究領域]	
アジア・日本文化交流研究 (2)	アジア・日本歴史関係研究 (2)
アジア・日本国際関係研究 (2)	現代日本社会研究 (2)
近代日本歴史社会研究 (2)	近現代日本文学研究 (2)
現代中国社会研究 (2)	現代中国文学研究 (2)
東南アジア社会研究 (2)	東南アジア文化研究 (2)
アジア・日本特殊研究 (2)	中国語表現研究Ⅰ (2)
中国語表現研究Ⅱ (2)	
演習科目	
国際地域文化課題演習Ⅰ(文化と思想)(2)	国際地域文化課題演習Ⅰ(歴史と社会)(2)
国際地域文化課題演習Ⅰ(国際関係)(2)	
国際地域文化課題演習Ⅱ(文化と思想)(2)	国際地域文化課題演習Ⅱ(歴史と社会)(2)
国際地域文化課題演習Ⅱ(国際関係)(2)	
研究指導Ⅰ (2)	研究指導Ⅱ (2)
研究指導Ⅲ (2)	

(2) 履修方法

- 1) 修士の学位を取得しようとする者は、本学大学院の博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得しなければならない。
- 2) 学生は演習科目として「国際地域文化課題演習Ⅰ・Ⅱ」4単位および「研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」6単位を修得し、修士論文作成のため「研究指導」担当者による研究指導を受けなければならない。なお学生が履修する「研究指導」に基づいて、アメリカ研究領域、スペイン・ラテンアメリカ研究領域、アジア・日本研究領域の3領域のうち1領域を学生の主要研究領域とする。
- 3) 基礎科目は、「地域研究方法論」および「国際文化論」を含み、6単位以上修得しなければならない。
- 4) 専門科目は、主要研究領域から10単位、その他の領域から4単位、計14単位以上修得しなければならない。
- 5) 本研究科委員会が研究上有益と認めるときは、学生が本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前の大学院において修得した単位を、8単位を限度として専門科目の単位数に充当することができる。（専門科目主領域への充当については研究科科目修得単位の振替認定に関する内規を参照のこと。）

(3) 試験、課程の修了

- 1) 所定の授業科目を履修した者に対しては試験を行う。
ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りでない。
- 2) 履修科目に関する試験の方法については、本研究科委員会が決定する。
- 3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 4) 博士前期課程の最長在学年限を4カ年とする。
ただし、特別の理由のある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1カ年延長することができる。
- 5) 所定の年限在学して、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。

(4) 学位及びその授与

A. 修士論文提出の方法

- 1) 本研究科各専攻博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上取得した者が、予め論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を指導教員の承認を得て各専攻主任に提出する。
- 2) 学位論文計画書等は、6月20日（9月修了を希望する場合は12月20日）までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日（秋学期休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日）までに教務課に提出しなければならない。
- 3) 学位論文計画書を提出した者が修士論文を期日までに提出せず、次学期以降に修士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予

定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。

- 4) 学位論文計画書等は、学位規程様式第7による。
 - 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
 - 6) 修士論文は、1編3部および要旨3部を教務課を経て、研究科委員会に提出するものとする。
 - 7) 修士論文等の表紙は、学位規程様式第5による。
 - 8) 学位論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料又は訳文その他を提出させることがある。
 - 9) 修士論文等の提出時期は、1月20日までとし、その審査並びに最終試験は2月末日までにこれを行う。
- B. 修士論文の審査及び最終試験実施方法
- 1) 修士論文の審査は、本研究科委員会において学位審査委員会を設けて行う。
 - 2) 審査委員会は、本研究科委員会において選出された教員3名以上の学位審査委員会（内1名は主査）をもって組織する。
 - 3) 最終試験は、論文審査が終わった後、口頭で行う。ただし、筆答試問を併せて行うことができる。
 - 4) 最終試験は、学位論文等の内容を中心とし、これと関連する学識と研究能力について行う。
- C. 学位の授与の判定
- 1) 修士論文の当該専門分野における精深な学識と研究能力とを示すに足るものをもって合格とする。
 - 2) 学位審査委員会は、修士論文の審査並びに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議決定する。
 - 3) 学位授与を行うには、本研究科委員会委員全員（海外旅行中又は休職中の者を除く）の3分の2以上が出席し、無記名投票により、その3分の2以上の賛成を必要とする。
 - 4) 本研究科委員会は、学位の授与についての判定を学長に報告しなければならない。
- D. 学位の授与
- 1) 学長は前項第4号の報告に基づいて、学位を授与すべき者については学位記を交付して学位を授与し、また学位を授与できない者にはその旨を通知する。
 - 2) 修士の学位記は、学位規程様式第2による。
 - 3) 本研究科に2年以上在学し、所定の単位を修得し、本研究科において行う最終試験に合格した者に、修士（地域研究）の学位を授与する。

研究科科目修得単位の振替認定に関する内規

1. 振替認定の方法

- 1) 基礎科目あるいは「国際地域文化課題演習」科目についての専門科目への振替認定について基礎科目あるいは「国際地域文化課題演習」科目について必要単位数を超えて修得した場合、これを専門科目の単位として認定することができる。ただし、専門科目のうち主要研究領域あるいはその他の領域のいずれの単位として認定するかは、学生の申請に基づき研究科が決定する。
- 2) 特定の専門科目についての他領域専門科目への振替認定についてアメリカ研究領域で開講されている専門科目「日米関係研究」および「日米比較社会研究」として修得した単位をアジア・日本研究領域の専門科目の単位数に充当することができる。
- 3) 上記1), 2) ならびに他研究科、他大学における大学院における修得単位を含め、専門科目のうち主要研究領域に充当できる単位は4単位までを限度とする。

2. 振替認定手続き

- 1) 研究科科目の振替認定を希望する院生は、教務課を経て研究科宛に「国際地域文化研究科振替科目登録届」を提出する。振替認定の申請にあたっては、指導教員の承認を必要とする。
- 2) 提出された上記の届に基づき、研究科委員会で審議のうえ、最終的に単位の振替を行う。

付 則

この内規は、2007年4月1日から適用する。

2. 博士後期課程

I. 授業の履修について

(1) 授業科目

国際地域文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程における授業科目（専門科目、研究指導科目）とその単位数は次のとおりとする。（）内は単位数。

専門科目		
文化史A（文化交流史研究）（2）	文化史B（近現代史研究）（2）	文化史C（物質文化研究）（2）
文学論A（文学・文化研究）（2）	文学論B（文学研究）（2）	文学論C（演劇研究）（2）
エスニシティ研究A（人種・民族研究）（2）	エスニシティ研究B（宗教・社会研究）（2）	エスニシティ研究C（多民族社会研究）（2）
国際関係論A（外交史研究）（2）	国際関係論B（安全保障論）（2）	国際関係論C（国際経済論）（2）
研究指導科目		
研究指導Ⅰ（2）	研究指導Ⅱ（2）	研究指導Ⅲ（2）
研究指導Ⅳ（2）	研究指導Ⅴ（2）	研究指導Ⅵ（2）

(2) 履修方法

- 1) 学生は入学後所定の期間内に主たる領域に基づいて指導教員を選び、科目の選択、論文の作成および研究全般についてその指導に従うものとする。
- 2) 博士後期課程の必要修得単位は18単位とし、研究指導科目12単位を必修とする。

〈科目群〉	〈履修要件〉	〈必要単位数〉
専門科目	・ 3科目6単位以上	6単位
研究指導科目	・ 6科目12単位（研究指導Ⅰ～Ⅵ）	12単位
修了に必要な単位数		18単位

3) 標準修業年限は3年を原則とする。

4) 本研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生が他大学の大学院（外国の大学院を含む）において修得した単位を、10単位を上限として本学大学院において修得したものとみなすことができる。外国の大学の大学院において修得した授業科目（単位を付与されない場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。

II. 試験について

- (1) 本学大学院における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては毎学期末に試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修科目に関する試験の方法については、本研究科委員会が決定する。
- (3) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- (4) 博士論文を提出するには、外国語に関する学力検定（1言語）に合格しなければならない。外国語検定の申請は、学位規程様式第8による。
- (5) 外国語に関する学力検定は、研究科委員会において、大学院入学試験時に行う。ただし、

研究科の決定により、前年またはそれ以前に実施した入学試験のうち、外国語に関する部分をもって、これに代えることができる。また、当該研究科委員会が学歴、業績等により学力の確認を行ない得ると認めるときは、試験の全部または一部を免除することができる。

Ⅲ．課程の修了と学位授与

(課程の修了について)

- (1)博士後期課程の最長在学年限を6カ年とする。
- (2)所定の年限以上在学して、外国語に関する学力検定試験に合格し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格したときをもって課程を修了したものとする。
- (3)所定の年限以上在学して、必修科目を含めて18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受け退学した者は、満期退学証明書の交付を受けることができる。

(課程修了による学位)

- (1)博士論文は、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語に関する学力検定に合格した者が、予め学位論文計画書を提出した上でなければ、これを提出することができない。なお、研究指導Ⅴ終了時まで、2編以上の論文が公刊されていなければならない(ただし、修士論文もこれに含めることができる)。
- (2)学位論文計画書は、6月20日(9月修了を希望する場合は12月20日)までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者は、学位論文計画書等を9月30日(秋学期休学者で9月修了を希望する場合は、4月15日)までに教務課に提出しなければならない。
- (3)学位論文計画書は、学位規程様式第7による。
- (4)学位論文計画書を提出した者が博士論文を期日までに提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- (5)学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- (6)博士論文は、1編5部および要旨5部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- (7)博士論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- (8)学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。
- (9)学位申請書は、学位規程様式第6による。
- (10)3月に課程を修了する者は、1月20日までに博士論文を提出しなければならない。その審査ならびに最終試験は2月末日までにこれを行う。9月修了者については、博士論文提出の期限は7月末日までとし、その審査ならびに最終試験は8月末日までにこれを行う。

(論文提出による学位)

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程と内規による。

(論文審査、最終試験および学位の授与)

- (1)博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会において選出された3名以上の審査委員(内1名は主査)が構成する学位審査委員会がこれを行う。最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、筆答試験を併せて行うことができる。
- (2)最終試験の日程および方法については、指導教員を通じて指示される。
- (3)博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う、または、その他の高度な専門的業務に従事するのに必要な研究能力を有することを示すものをもって合格とする。
- (4)学長は、学位審査委員会の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して博士(地域研究)の学位を授与し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- (5)博士の学位記は、学位規程様式第2による。
- (6)学位審査を通過し、学位を授与した博士論文については、副本を図書館に寄贈するとともに、国際地域文化研究科のHPで論文の要旨および審査結果を公開する。

社会科学研究科
経済学専攻

社会科学研究科経済学専攻履修要項

I. 授業科目

社会科学研究科経済学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科必修共通科目]			
社会科学研究（経営学研究概論）	2	社会科学研究（総合政策学研究概論）	2
社会科学研究（経済学研究概論）*	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
開発経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
マクロ経済学	2	労働政策論	2
理論経済学	2	年金改革論	2
計量経済分析	2	日本・アジア経済関係論	2
金融論	2	消費社会論	2
財政学	2	社会保障研究	2
労働経済学	2	経済社会学研究	2
経済統計論	2	租税法研究	2
経済統計の実際	2	法人税法研究	2
データ解析	2	租税の経済分析A	2
経済分析のための数学	2	租税の経済分析B	2
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	2
研究指導Ⅲ	2	研究指導Ⅳ	2

*）社会科学研究（経済学研究概論）は他専攻の必修科目であるが、本専攻においても履修することができ、単位取得が可能である。

II. 履修方法

(1) 経済学専攻博士前期課程を修了するためには、「課程専修コース」の学生は2年以上、「社会人1年コース」の学生は1年以上、「長期在学コース」では3年以上、それぞれ本専攻博士前期課程に在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修め

て修了し、本研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りるものとする。1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定される場合であっても、必要修得単位数は30単位とする。

なお、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学時に「1年修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 学生は入学後、「専攻科目」の中から専修すべき科目「専修科目」を決定し、この科目の研究指導科目を担当する教授を指導教員とする。学生は、専修科目以外の授業科目の履修選択、論文の作成、研究一般については、指導教員の指導を受けなければならない。

「長期在学コース」の学生は、1年次においては、専攻主任を指導教員とし、また2年次はじめに「専修科目」を決定することとする。なお、本研究科委員会が適切であると認めた場合には、指導教員の変更ができるものとする。

- (3) 博士前期課程の必修修得単位数は30単位とし、社会科学研究（経営学研究概論）および社会科学研究（総合政策学研究概論）の2科目4単位、研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 経済学専攻での研究科必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科必修共通科目（経済学専攻の場合は社会科学研究（経済学研究概論））、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 研究科必修共通科目として修得した4単位と研究科選択共通科目として修得した4単位を超える研究科必修共通科目2単位と研究科選択共通科目6単位の合計8単位までの履修を認める。
- (6) 入学時にすでに修得していた大学院の単位および入学後他大学の大学院で修得した単位は、教育上有益と考えられる場合には、学生からの申請と所定の手続きを経て、合わせて10単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において修得した単位は、(6)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。ただし、(6)(7)ともに、研究指導科目の単位認定は認められない。また、(6)(7)によって専攻科目として認められるのは4単位までとする。
- (8) 研究指導の履修については、「課程専修コース」の学生はそれぞれ1年次と2年次に、「長期在学コース」の学生は、原則として2年次と3年次とする。

また、「社会人1年コース」、および「1年修了願」を申請して承認を得た学生は、1年次に研究指導ⅠおよびⅢと研究指導ⅡおよびⅣを同時に登録履修することとする。なお、「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生を除いて、研究指導ⅠおよびⅢと研究指導ⅡおよびⅣの同時履修は認められない。

- (9) 本研究科委員会が、本研究科博士前期課程での勉学のためには、より一層の経済学の基礎知識習得が必要であると判断する学生に対しては、修了のために必要な単位数には算入されない科目として経済学部の授業科目の履修を認める。

- (10) 「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生で、春学期の成績および勉学の進捗状況により、指導教員が1年での課程修了が困難であると判断し、また学生が1年を超えて在学を希望する場合には、本研究科委員会の議を経て、「課程専修コース」への変更を行うことができる。
- (11) 「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生が、「課程専修コース」へコース変更した場合は、2年次において、専攻科目から4単位以上履修しなければならない。
- (12) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は、「課程専修コース」では28単位、「長期在学コース」は16単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。なお、この限度を超えて授業科目の登録を希望する場合には、課程の修了のために必要な単位数には算入されない科目として履修することができる。「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た場合には、この上限は設けない。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は、「課程専修コース」は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- 「社会人1年コース」や1年修了から「課程専修コース」へ変更した場合の最長在学年限は、「課程専修コース」の基準を適用するが、特別な理由による延長は認めない。「長期在学コース」の最長在学年限は、6年とする。
- (2) 願いにより退学した者が再入学を申し出た場合、本研究科委員会が適切であると認めるときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して「課程専修コース」においては4年を、「長期在学コース」においては6年を超えることはできない。「社会人1年コース」および「1年修了願」を申請して承認を得た学生が再入学する場合は、退学前の在学期間と合わせて1年を超えないものとする。ただし、「課程専修コース」に変更して再入学を認めることができる。

Ⅴ. 修士論文の提出、審査と最終試験

- (1) 学位論文計画書
- 1) 学位論文計画書を提出するためには、「課程専修コース」では研究科博士前期課程に1年以上在学し、研究指導ⅠおよびⅡの4単位を含めて合計16単位以上を修得し

ていなければならない。

「長期在学コース」では2年以上在学し、研究指導ⅠおよびⅡの4単位を含めて合計16単位以上を修得していなければならない。ただし、在学期間が1年の予定者については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。

- 2) はじめて修士論文を提出しようとする学生が、その年度内に休学した場合、原則として当該年度の修士論文の審査を受けることはできない。
- 3) 学位論文計画書は、6月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者で、当該年度に学位論文を提出しようとする者の学位論文計画書の提出期限は、9月末日とする。

学位論文計画書は、学位規程様式第7によるものとする。

- 4) 学位論文計画書等を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日までに、再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(2) 中間報告

- 1) 中間報告は、修了年度の10月末日までに実施する。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 中間報告の評者は、所定の様式にもとづき、実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(3) 修士論文の提出

- 1) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は、学位規程様式第5による。なお、修士論文審査のために必要なときには、提出論文の部数の増加や参考資料等の提出を求めることがある。
- 2) 修士論文提出期限は、当該年度の1月20日とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- 2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。
- 3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。
- 4) 修士論文の審査と最終試験は、2月末日までに行う。

(5) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に

報告し、本研究科委員会は学位を授与すべきか否かを審議し、その判定を学長に報告する。

- 2) 学長は、当該報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、また、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
 - 3) 授与する学位は、修士（経済学）とする。
- (6) 9月修了者の修士論文提出方法
- 1) 9月での課程修了を希望する者は、その前年度の12月20日までに学位論文計画書を提出し、中間報告を行った後、7月20日までに修士論文とその要旨を提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。論文審査と最終試験は8月末日までに行う。
 - 2) 9月に修了を希望する者は、前年度までに24単位以上を修得しなければならない。
 - 3) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
 - 4) 9月での課程修了を希望し、学位論文計画書等を提出した者が、修士論文を期日までに提出しなかった場合、または審査に合格しなかった場合で、本人が3月修了を希望する場合は、学位論文計画書を9月末日までに再提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。
 - 5) 3月に修士論文が不合格となった者、および4月に復学または再入学した者で、24単位以上の単位を修得している者が9月修了を希望するときには、学位論文計画書を4月15日までに提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。
 - 6) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出しなければならない。なお、修士論文の表紙は、学位規程様式第5によるものとする。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

参考：コース比較表

	課程専修コース	社会人1年コース および1年修了	長期在学コース
修業年限	2年	1年	3年以上
在学年限 (休学期間は含まない)	4年 ただし、特別な理由があり、 研究科委員会が認めた場合 には、1年延長可	1年 ただし、在学年限を越えて 在学を希望する場合は、 「課程専修コース」への変 更可	6年
指導教授	専修科目の研究指導担当者	専修科目の研究指導担当者	専修科目の研究指導担当者 1年次は専攻主任
授業科目履修 研究科必修共通科目 研究科選択共通科目 専攻科目 研究指導Ⅰ・Ⅱ 研究指導Ⅲ・Ⅳ	4単位以上（1年次） 4単位以上（1年次） 10単位以上（1・2年次） 4単位（1年次） 4単位（2年次）	4単位以上（1年次） 4単位以上（1年次） 10単位以上（1年次） 4単位（1年次） 4単位（1年次）	4単位以上（1・2年次） 4単位以上（1・2年次） 10単位以上（1年次以上） 4単位（2年次） 4単位（3年次以上）
計	30単位以上	30単位以上	30単位以上
年間登録単位数上限	28単位 ただし、他大学大学院での 登録を含む。	上限なし	16単位 ただし、他大学大学院での 登録を含む。

社会科学部
経営学専攻

社会科学研究科経営学専攻履修要項

I. 授業科目

社会科学研究科経営学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科必修共通科目]			
社会科学研究（経済学研究概論）	2	社会科学研究（総合政策学研究概論）	2
社会科学研究（経営学研究概論）*	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
開発経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
統計学	2	経営戦略論	2
経営数学	2	オペレーションズ・リサーチ	2
資源と環境の経済学	2	マーケティング論A	2
環境の経済評価	2	マーケティング論B	2
企業と法の経済学	2	マーケティング・リサーチ	2
Business English	2	流通システム論	2
日本経営論	2	Corporate Finance A	2
経営史	2	Corporate Finance B	2
財務会計論	2	ファイナンス論A	2
会計監査論	2	ファイナンス論B	2
国際会計論	2	投資論	2
連結会計論	2	経営組織論	2
管理会計論	2	組織変革論	2
キャッシュ・フローの分析	2	組織学習論	2
経営管理論	2	産業・組織心理学	2
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	2
研究指導Ⅲ	2	研究指導Ⅳ	2

*）社会科学研究（経営学研究概論）は他専攻の必修科目であるが、本専攻においても履修することができ、単位取得が可能である。

II. 履修方法

(1) 経営学専攻博士前期課程を修了するためには、本専攻博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りる

ものとする。1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定される場合であっても、必要修得単位数は30単位とする。

なお、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学時に「1年修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 学生は入学後、指導教員を選び、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。なお、本研究科委員会が適切であると認めた場合には、指導教員の変更ができるものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、社会科学研究（経済学研究概論）および社会科学研究（総合政策学研究概論）の2科目4単位、研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 経営学専攻での研究科必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科必修共通科目（経営学専攻の場合は社会科学研究（経営学研究概論））、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 研究科必修共通科目として修得した4単位と研究科選択共通科目として修得した4単位を超える研究科必修共通科目2単位と研究科選択共通科目6単位の合計8単位までの履修を認める。
- (6) 入学時にすでに修得していた大学院の単位および入学後他大学の大学院で修得した単位は、教育上有益と認められる場合は、学生からの申請と所定の手続きを経て、合わせて10単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。ただし、(6)、(7)ともに、研究指導科目の単位認定は認められない。また、(7)によって専攻科目として認められるのは4単位までである。
- (8) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生は、1年次において、春学期に研究指導Ⅰと研究指導Ⅲ、秋学期に研究指導Ⅱと研究指導Ⅳを同時に登録履修することとする。なお、「1年修了願」を申請して承認を得た学生を除いて、研究指導Ⅰと研究指導Ⅲ、および、研究指導Ⅱと研究指導Ⅳの同時履修は認められない。
- (9) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生が1年間で修了しなかったときは（1年次における休学、退学を含む）、「1年修了願」の承認を取り消し、標準修業年限の学生とする。この場合、(8)に定める研究指導Ⅲ、Ⅳの履修単位は無効とする。
- (10) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は28単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生には、この上限は設けない。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- (2) 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科委員会で適切であると認めるときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して4か年を超えることはできない。

Ⅴ. 修士論文の提出、審査と最終試験

(1) 修士論文プロポーザル公聴会

1年次の10月末日までに修士論文プロポーザル公聴会を受け、「修士論文プロポーザル」を研究科長に提出しなければならない。(3年修了予定者は2年次と読み替えることとする。) 修士論文プロポーザルは以下の点について記述すること。

- i) 研究の主要課題
- ii) 研究の全体像(アウトライン)
- iii) 解決すべき問題・仮説
- iv) 修士論文完成までの進行予定

(2) 学位論文計画書

1) 学位論文計画書を提出するためには、博士前期課程に1年以上在学し、前年度までに修士論文プロポーザル公聴会を終え、16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。

2) 学位論文計画書は、6月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。

春学期休学者で当該年度に学位論文を提出しようとする者の学位論文計画書の提出期限は、9月末日とする。

学位論文計画書は、学位規程様式第7によるものとする。

3) 学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日までに再提出しなければならない。

4) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。

研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

(3) 中間報告

- 1) 中間報告は、修了年度の10月末日までに実施する。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書をすみやかに研究科長に提出しなければならない。

(4) 修士論文の提出

- 1) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は学位規程様式第5による。なお、論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 2) 修士論文の提出期限は当該年度の1月20日とする。

(5) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- 2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。
- 3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。
- 4) 修士論文の審査と最終試験は2月末日までに行う。

(6) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は、修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2) 学長は、当該報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、修士（経営学）とする。

(7) 9月修了者の修士論文の提出方法

- 1) 9月での課程修了を希望する者は、その前年度の12月20日までに学位論文計画書を提出し、中間報告を行った後、7月20日までに論文とその要旨を提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。論文審査と最終試験は8月末日までに行う。
- 2) 9月に修了を希望する者は、前年度までに24単位以上を修得しなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 4) 9月での課程修了を希望し、学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出しなかった場合、または審査に合格しなかった場合で、本人が3月修了を

希望する場合は、学位論文計画書を9月末日までに再提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。

- 5) 3月に修士論文が不合格となった者、および4月に復学または再入学した者で、24単位以上の単位を修得している者が9月修了を希望するときには、学位論文計画書を4月15日までに提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。
- 6) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出しなければならない。なお、修士論文の表紙は学位規程様式第5による。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。

VI. 中部地区大学院商学・経営学研究科単位互換制度

南山大学は、愛知大学、愛知学院大学、中京大学、名城大学の大学院商学研究科、経営学研究科と単位互換についての協定を結んでいる。この制度に従って、他大学の大学院授業科目を履修しようとする学生は指導教員と相談の上、各大学の大学院に問い合わせること。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

社会科学研究所
総合政策学専攻

社会科学研究科総合政策学専攻履修要項

I. 授業科目

社会科学研究科総合政策学専攻博士前期課程における授業科目およびその単位数は次のとおりとする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[研究科必修共通科目]			
社会科学研究（経済学研究概論）	2	社会科学研究（経営学研究概論）	2
社会科学研究（総合政策学研究概論）*	2		
[研究科選択共通科目]			
国際政治経済研究	2	国際組織研究	2
開発経済学	2	ミクロ経済学	2
経営労務論	2	会計学	2
[専攻科目]			
〈基礎科目〉		〈公共政策領域〉	
総合政策の課題と方法	2	行政機構研究	2
西洋文明史研究	2	社会福祉行政研究	2
東洋文明史研究	2	地方財政研究	2
		比較産業社会研究	2
〈国際政策領域〉		公会計制度研究	2
グローバル・ガバナンス研究	2	経営管理研究	2
民族紛争研究	2	雇用政策研究	2
国際援助政策研究	2		
アジア政策研究	2	〈環境政策領域〉	
国際経済研究	2	地球環境システム研究	2
開発経済政策研究	2	環境経済研究	2
		環境政策評価研究	2
		環境社会心理研究	2
		生態系保全研究	2
[研究指導科目]			
研究指導Ⅰ	2	研究指導Ⅱ	2
研究指導Ⅲ	2	研究指導Ⅳ	2

*）社会科学研究（総合政策学研究概論）は他専攻の必修科目であるが、本専攻においても履修することができ、単位取得が可能である。

II. 履修方法

(1) 総合政策学専攻博士前期課程を修了するためには、本専攻博士前期課程に2年以上在学し、所定の科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。

ただし、在学期間に関しては、本学または他大学の大学院を特に優れた成績を修めて修了し、本研究科委員会において承認を得た場合には、1年以上在学すれば足りる

ものとする。1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定される場合であっても、必要修得単位数は30単位とする。

なお、1年の在学をもって修業年限を充たしたものと認定されることを希望する学生は、入学時に「1年修了願」によりその旨申請するものとする。

- (2) 学生は入学後、国際政策領域、公共政策領域の2つの研究領域から主たる研究領域を決定して指導教員を選び（これら2つの研究領域は共に環境政策領域を含む）、履修指導全般および研究一般についてその指導に従うものとする。なお、本研究科委員会が適切であると認めた場合には、指導教員の変更ができるものとする。
- (3) 博士前期課程の必要修得単位数は30単位とし、社会科学研究（経済学研究概論）および社会科学研究（経営学研究概論）の2科目4単位、研究指導科目8単位を必修とする。
- (4) 総合政策学専攻での研究科必修共通科目4単位、研究科選択共通科目4単位、専攻科目10単位、研究指導科目8単位、計26単位に加えて、研究科必修共通科目（総合政策学専攻の場合は社会科学研究（総合政策学研究概論））、研究科選択共通科目、専攻科目、他専攻または他研究科の科目から4単位以上を修得しなければならない。
- (5) 研究科必修共通科目として修得した4単位と研究科選択共通科目として修得した4単位を超える研究科必修共通科目2単位と研究科選択共通科目6単位の合計8単位までの履修を認める。
- (6) 入学時にすでに修得していた大学院の単位および入学後他大学の大学院で修得した単位は、教育上有益と認められる場合は、学生からの申請と所定の手続きを経て、合わせて10単位までを修了に必要な単位として認める。
- (7) 本研究科委員会で適切であると認めた場合、本学の他研究科および本研究科の他専攻において、入学時にすでに修得していた単位および入学後修得した単位は、(6)に加えて8単位までを修了に必要な単位として認める。ただし、(6)、(7)ともに、研究指導科目の単位認定は認められない。また、専攻科目として認められるのは、(6)で認められる単位と合わせて4単位までである。
- (8) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生は、1年次において、春学期に研究指導Ⅰと研究指導Ⅲ、秋学期に研究指導Ⅱと研究指導Ⅳを同時に登録履修することとする。なお、「1年修了願」を申請して承認を得た学生を除いて、研究指導Ⅰと研究指導Ⅲ、および、研究指導Ⅱと研究指導Ⅳの同時履修は認められない。
- (9) 「1年修了願」を申請して承認を得た学生が1年間で修了しなかったときは（1年次における休学、退学を含む）、「1年修了願」の承認を取り消し、標準修業年限の学生とする。この場合、(8)に定める研究指導Ⅲ、Ⅳの履修単位は無効とする。
- (10) 1年間に登録できる授業科目の単位数の上限は28単位とする。この単位数には、本学の他研究科および本研究科の他専攻ならびに他大学の大学院で登録した授業科目の単位も含まれる。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生には、この上限は設けない。

Ⅲ. 学期試験

- (1) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。ただし、本研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。
- (2) 履修成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

Ⅳ. 課程の修了

- (1) 博士前期課程の最長在学年限は4年とする。ただし、特別な理由がある者に対しては、本研究科委員会の議を経て、更に1年延長することができる。
- (2) 願いにより退学した者が再入学を願い出た場合は、本研究科委員会で適切であると認めるときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は特別の理由があるときを除いて、通算して4年を超えることはできない。

Ⅴ. 修士論文の提出、審査と最終試験（修士論文に代わる「特定課題の研究成果」については別途定める）

(1) 学位論文計画書

- 1) 学位論文計画書を提出するためには、博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、「1年修了願」を申請して承認を得た学生については、上の在学期間および修得単位数を必要としない。
- 2) 学位論文計画書は、6月20日までに指導教員の承認を得て提出しなければならない。春学期休学者で当該年度に学位論文を提出しようとする者の学位論文計画書の提出期限は、9月末日とする。

学位論文計画書は、学位規程様式第7によるものとする。

- 3) 学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出せず、または審査に合格しなかった者が、次年度9月修了を希望する場合には、学位論文計画書を4月15日までに再提出しなければならない。
- 4) 学位論文計画書は、大学で設置された研究審査委員会の承認を受けなければならない。

研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- 5) 修士論文は、課程の目的に応じて適切であると本研究科委員会で認められるときは、特定課題についての個人研究または共同研究の成果をもってこれに代えることができる。審査の方法は修士論文の審査方法に準ずるものとする。

(2) 中間報告

- 1) 中間報告は、修了年度の10月末日までに実施する。中間報告の実施日程については本研究科委員会の議を経るものとする。
- 2) 中間報告の評者は、原則として、修士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) 中間報告の評者は、所定の様式に基づき、実施報告書をすみやかに研究科長に提

出しなければならない。

(3) 修士論文の提出

- 1) 修士論文は、本文4部および要旨4部を、本研究科委員会に提出する。修士論文の表紙は学位規程様式第5による。なお、論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 2) 修士論文の提出期限は当該年度の1月20日とする。

(4) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、本研究科委員会で選出された博士前期課程研究指導担当教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。なお、指導教員は学位審査委員になれるが、主査にはなれない。
- 2) 最終試験は、論文審査の終了後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。
- 3) 修士論文は、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の学識を有することを示すものであることを要件とする。
- 4) 修士論文の審査と最終試験は2月末日までに行う。

(5) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は修士論文の審査ならびに最終試験の結果を本研究科委員会に報告し、本研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。
- 2) 学長は、当該報告にもとづいて、学位を授与すべき者には学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 3) 授与する学位は、修士（総合政策学）とする。

(6) 9月修了者の修士論文の提出方法

- 1) 9月での課程修了を希望する者は、その前年度の12月20日までに学位論文計画書を提出し、中間報告を行った後、7月20日までに修士論文とその要旨を提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。論文審査と最終試験は8月末日までに行う。
- 2) 9月に修了を希望する者は、前年度までに24単位以上を修得しなければならない。
- 3) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 4) 9月での課程修了を希望し、学位論文計画書を提出した者が、修士論文を期日までに提出しなかった場合、または審査に合格しなかった場合で、本人が3月修了を希望する場合は、学位論文計画書を9月末日までに再提出しなければならない。この場合の中間報告の日程については、研究科長が個別に指定する。
- 5) 3月に修士論文が不合格となった者、および4月に復学または再入学した者で、24単位以上の単位を修得している者が9月修了を希望するときには、学位論文計画書を4月15日までに提出しなければならない。この場合の中間報告の日程について

は、研究科長が個別に指定する。

- 6) 修士論文は、本文 4 部および要旨 4 部を、本研究科委員会に提出しなければならない。なお、修士論文の表紙は学位規程様式第 5 による。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

総合政策学専攻における「特定課題の研究成果」の取り扱い要領

1. 趣旨

総合政策学専攻では、問題発見から問題解決への理論的プロセスの展開とともに政策提言に至るまでの能力を修得することが目的とされている。このような領域または修得すべき能力から見て、そこでの方法および成果物は多様なものとなる可能性がある。従って、本専攻においては、特定課題の研究成果として多様な形態を認め、当該成果を持って修士論文に代えることができるものとする。

2. 特定課題の研究成果についての申請

修士論文に代えて特定課題の研究成果の提出を希望する場合には、研究指導教員の承認を得て1年次の1月末日までに「特定課題研究届」を研究科長宛に提出するものとする。ただし、「1年修了願」を提出した者については、当該届の提出期限を5月末日とする。

特定課題の研究成果を修士論文に代えて認めるか否かについては、本研究科委員会で審議する。なお、特定課題の研究成果を認める場合でも、修士論文と同じ手続きを必要とする。

3. 特定課題の研究成果の提出

特定課題の研究成果を提出する場合は、その要旨4部とともに本文4部を、本研究科委員会に提出するものとする。

4. 特定課題研究選択の取り下げについての申請

「特定課題研究届」を提出した者が、やむを得ない理由により修士論文に変更する場合には、研究指導教員の承認を得て「特定課題研究取り消し願」を研究計画書の提出前に研究科長宛に提出するものとする。

經 濟 学 研 究 科
經 濟 学 專 攻

経済学研究科経済学専攻履修要項

博士後期課程

(1) 授業科目

経済学研究科経済学専攻博士後期課程における授業科目およびその単位数を次のとおりとする。授業科目は「専攻科目」と「研究指導科目」に区分される。

ただし、1週1時間15週の講義または研究指導をもって1単位とする。

授業科目	単位	授業科目	単位
専攻科目			
ミクロ経済学特殊研究	4	マクロ経済学特殊研究	4
計量経済学特殊研究	4	経済統計論特殊研究	4
財政学特殊研究	4	金融論特殊研究	4
経済政策論特殊研究	4	国際経済学特殊研究	4
開発経済学特殊研究	4	労働経済学特殊研究	4
社会保障論特殊研究	4	経済社会学特殊研究	4
経済学史特殊研究	4	西洋経済史特殊研究	4
日本経済史特殊研究	4	特別テーマ研究	2
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	4	研究指導Ⅱ	4
研究指導Ⅲ	4		

(2) 履修方法

- 1) 専攻科目の中から専修すべき科目「専修科目」を選定し、この科目の研究指導を担当する教授を指導教授とする。
- 2) 学生は専修科目の講義4単位、研究指導12単位を必ず修得しなければならない。
- 3) 専修科目以外の科目の選択、論文の作成、研究一般については、指導教授の指導を受ける。
- 4) 博士の学位を取得しようとする者は、博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目について20単位以上を修得し、外国語検定試験に合格しなければならない。

(3) 試験、課程の修了

- 1) 試験については博士前期課程に準ずる。
- 2) 博士後期課程の最長在学年限を6年とする。所定の単位を修得した者が、一旦退学したのち、学位論文提出のため再入学を申し出た場合、研究科委員会が適当と認めるときには、これを許可する。この場合、その在学年数は、通算して6年を超えることはできない。

3) 所定の年限以上在学して所定の単位を修得し、外国語検定試験に合格しかつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文を提出し、その審査および最終試験に合格したときをもって、課程を修了したものとする。

4) 他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む）の授業科目について修得した単位は、試験によって、本学大学院において修得したものとみなすことができる。ただし、研究科委員会の定めるところによって、試験を省略することがある。

外国の大学の大学院において授業科目を修得した場合（単位を付与されなかった場合）については、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことがある。

(4) 学位論文提出および学位授与

(A) 課程修了による学位

(a) 論文提出の方法

1) 博士後期課程を1年以内に修了する見込の者で、博士論文を提出しようとする者は、指導教授の承認を受けて、6月20日までに学位論文計画書を提出し、学位審査委員会の中間審査を受けなければならない。論文計画書は、学位規程様式第7による。

2) 学位論文計画書等を提出した者が博士論文を期日までに提出せず、次学期以降に博士論文を提出する場合は、学位論文計画書を再提出しなければならない。学位論文計画書等の提出者で、博士論文を期日までに提出しなかったり、最終試験が不合格となった者が、次年度の9月修了を希望する場合は、学位論文計画書を4月15日までに、再提出しなければならない。

3) 春学期休学者で、当該年度に学位論文を提出しようとする者の学位論文計画書の提出期限は、9月末日とする。

4) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

5) 博士論文は、1編3部および要旨3部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。なお、博士論文の表紙は、学位規程様式5による。

6) 学位論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増加し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。

7) 博士の学位論文は、学位申請書、論文要旨および履歴書とともに提出しなければならない。学位申請書は学位規程様式第6による。

8) 博士論文の審査ならびに最終試験は、当該年度の2月末日までにこれを行なう。

(b) 論文の審査ならびに最終試験実施方法

博士論文の審査および最終試験の実施方法は修士の場合に準ずる。

(c) 学位授与

- 1) 博士論文は、当該専門分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな常識を証示するに足るものをもって合格とする。
- 2) その他については、修士の場合に準ずる。

(B) 論文提出による学位

(a) 論文提出の方法

- 1) 本学大学院の博士後期課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して審査を請求することができる。
- 2) 博士論文は、1編3部および要旨3部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 3) 学位論文審査のため必要があるときは、提出論文の部数を増加し、参考資料または訳文その他を提出させることがある。
- 4) 学位論文は、学位審査手数料150,000円を添え、学位申請書、論文要旨、内容要旨を付した研究業績一覧、住民票等本籍地の記載を証明できる書類（外国人の場合は国籍を証明できる書類）および履歴書とともに、提出しなければならない。なお、学位申請書は、学位規程様式第5による。
- 5) 学位論文の提出があったときは、学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験と併せて、学力を確認するための試験を行うものとする。
- 6) 学力を確認するための試験は、その専攻分野に関して筆記または口頭で行い、外国語については1言語を課する。

ただし、研究科委員会が学歴、業績等により学力の確認を行い得ると認めるときは、試験の全部または一部を免除することができる。

- 7) 博士論文の審査、試験ならびに学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(b) 論文の審査ならびに最終試験実施方法

課程修了による学位の場合の論文の審査および最終試験に準ずる。

(c) 学位授与

- 1) 博士の学位は、次の要件を満たす者に授与される。
 - (イ) 課程修了による学位授与者と同等の学力があると確認されること
 - (ロ) 研究科において行う博士論文の審査および最終試験に合格すること
- 2) 他は課程修了の場合に準ずる。

(5) 外国語検定試験

- 1) 博士論文を提出するためには、1言語の外国語検定試験に合格していなければならない。
- 2) 試験は、9月と2月に実施する。

- 3) 受験を希望する者は、試験の1ヵ月前までに、教務課に外国語検定申請書を提出するものとする。

(6) 9月修了者の博士論文提出方法と審査

- 1) 当該年度までに所定の年限以上在学して所定の単位を修得または修得予定で、かつ必要な研究指導を受け、課程に在籍している者が、次年度9月での課程修了を希望する場合は、当該年度12月20日までに学位論文計画書を提出し、学位審査委員会の中間審査を受けた後、7月末日までに論文を提出しなければならない。
- 2) 秋学期休学者で、次年度9月での課程修了を希望する者の学位論文計画書の提出期限は、4月15日とする。
- 3) 博士論文の審査および最終試験は、8月末日までにこれを行う。
- 4) 9月での課程修了を希望し、学位論文計画書等を提出した者が、博士論文を期日までに提出せず、3月修了を希望する場合は、学位論文計画書を9月末日までに、再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 博士論文は、1編3部および要旨3部を教務課、研究科委員会を経て、学長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。なお、博士論文の表紙は、学位規程様式第5による。

ビジネス研究科
経営学専攻

ビジネス研究科経営学専攻履修要項

博士後期課程

(1) 授業科目

ビジネス研究科経営学専攻博士後期課程における授業科目とその単位数は次のとおりとする。ただし、1週1時間15週の講義または演習をもって1単位とする。

授業科目	単位	授業科目	単位
[専門科目]			
労務論研究	4	経営管理論研究	4
財務論研究	4	統計学研究	4
マーケティング論研究	4	オペレーションズ・リサーチ研究	4
会計学研究	4	経営学特殊研究	4
組織論研究	4		
[演習・研究指導科目]			
演習Ⅰ	4	研究指導Ⅰ	2
演習Ⅱ	4	研究指導Ⅱ	2
演習Ⅲ	4		

(2) 履修方法

- 1) 博士後期課程を修了するためには、演習Ⅰ～Ⅲの必修12単位を含む16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。博士後期課程を修了した者に博士（経営学）の学位を授与する。
- 2) 博士後期課程の標準修了年限は3年を原則とする。
- 3) ビジネス研究科で適当と認めるときには、本学の他研究科・他専攻で修得した単位を8単位まで修了に必要な単位として認める。
- 4) 他大学の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位は、10単位まで修了に必要な単位として認める。外国の大学の大学院で修得したときには、単位を付与されない場合でも、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 5) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、A+・A・B・C・Fの5種とし、A+・A・B・Cを合格として単位を与え、Fを不合格とする。
- 6) 博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。

(3) 博士論文の提出、審査と最終試験

(a) 博士論文の提出

- 1) 2年次の10月末日までに博士論文プロポーザル公聴会を受け、「博士論文プロポーザル」をビジネス研究科事務室に提出しなければならない。論文プロポーザルは以下の点について記述すること。
 - ①研究の主要課題
 - ②研究の全体像（アウトライン）
 - ③解決すべき問題・仮説
 - ④博士論文完成までの進行予定
- 2) 学位論文計画書を提出するためには、博士後期課程に2年以上在学し、前年度までに博士論文プロポーザル公聴会を終え、12単位以上の単位を修得し、計画の内容について指導教授の承認を得なければならない。
- 3) 博士論文を提出するときには、6月20日（9月修了の場合は12月20日）までに学位論文計画書を提出し、論文提出期限の少なくとも3ヶ月前までに学位審査委員会の中間審査を受けるとともに、論文提出期限までに外国語の学力に関する検定（外国語検定試験）に合格していなければならない。春学期休学者の学位論文計画書の扱いについては、研究科が個別に対応して決める。ただし、その計画書の提出を認める場合は、提出先を教務課とし提出期限を9月30日（秋学期休学者は、4月15日）とする。
- 4) 学位論文計画書等を提出した者が博士論文等を期日に提出せず、次学期以降に博士論文等を提出する場合は、学位論文計画書等を再提出しなければならない。3月修了予定者が学位論文提出を中止し、9月修了を希望する場合は4月15日、9月修了予定者が学位論文提出を中止し、3月修了を希望する場合は9月30日までに教務課に再提出しなければならない。
- 5) 学位論文計画書は、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 6) 博士論文は、1編4部を教務課、研究科委員会を経て学長に提出する。博士論文の表紙は学位規程様式第5による。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 7) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文要旨および履歴書を併せて提出しなければならない。
- 8) 博士後期課程第3年次に在学している者の博士論文の提出期限は1月20日とし、論文審査と最終試験は2月末日までに行う。ただし、9月修了の場合は博士論文の提出期限は6月15日とし、論文審査と最終試験は7月15日までに行う。

(b) 博士論文の審査と最終試験

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会で選出された教授3名以上

の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。

- 2) 最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆答試問を併せて行う。
- 3) 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有することを示すものであることを要件とする。
- 4) 学位審査委員会は博士論文の審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(4) 外国語検定試験

- 1) 博士論文を提出するためには、専門領域の科目（英作文）1科目の英語検定試験に合格していなければならない。ただし、既に英語による学術書ないしは学術論文を公刊している者については、以下の方法による審査によって外国語検定試験に代えることができるものとする。

研究科への申請により、専門領域の科目（英作文）を当該英語による公刊物の審査に代えることができる。

- 2) 試験は原則として9月と2月に行う。受験を希望する者は、試験の1ヵ月前までに受験を希望する旨を教務課に申し出ることとする。なお、専門領域の科目（英作文）を当該英語による公刊物の審査に代える場合には、随時申請ができる。
- 3) 試験時間は、60分とする。
- 4) 配点は、100点とし、合格最低点は70点とする。

(5) 中部地区大学院商学・経営学研究科単位互換制度

南山大学は、愛知大学、愛知学院大学、中京大学、名城大学の大学院商学研究科、経営学研究科と単位互換についての協定を結んでいる。この制度に従って、他大学の大学院授業科目を履修しようとする学生は指導教授と相談の上、各大学の大学院に問い合わせること。

(6) 博士課程を修了しない者の学位論文提出

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程ならびに研究科の定める「学位（論文博士）審査内規」による。

総合政策研究科
総合政策専攻

総合政策研究科履修要項

1. 博士後期課程

(1) 授業科目

総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程の講義科目とその単位数は次の通りとする。

講義科目（国際政策領域）	単位	講義科目（公共政策領域）	単位
総合政策特殊研究A（国際政治学）	2	総合政策特殊研究D（政策科学）	2
総合政策特殊研究B（国際経済学）	2	総合政策特殊研究E（行政学）	2
総合政策特殊研究C（地域研究）	2	総合政策特殊研究F（財政学）	2
研究指導I～VI	各2	研究指導I～VI	各2

(2) 履修方法

- 1) ①本課程を修了するためには、原則として、3年以上在学しなければならない。
- ②博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。所定の単位を修得した者が、一旦退学したのち、学位論文提出のため再入学した場合においても、その在学年限は、通算して6年を超えることができない。
- ③本課程を修了するためには、総合政策特殊研究A～Fのうち4単位以上、研究指導I～VIの12単位、計16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
- 2) 研究指導の実施方法は、原則として、次の通りとする。

①研究指導の領域および分野

国際政策領域	公共政策領域
国際政治分野	政治／政策デザイン分野
国際ガバナンス分野	行政／財政分野
地域研究分野	

- ②分野別複数指導制：各学生は、上記5分野のなかから1分野を選んで所属分野とし、当該分野に配置された教員のうち1名を選んで、チーフスーパーバイザー（CSV）とする。CSVは、当該学生の研究指導責任者として、所属分野の全教員で構成されるスーパーバイジングコミティ（SC）を組織し、CSVを責任者とするSCが当該学生の研究指導にあたる。具体的な指導方法は、CSVの主導の下に、SCが協議して決定するものとする。
- ③他分野の教員のSC参加について：CSVは各学生の研究テーマに応じ、他分野の教員をスーパーバイザー（SV）に加え、当該学生の所属分野SCに参加させることができる。
- ④時間割：研究指導I～VIの時間割は設定しないが、各科目とも週1コマ（90分）以上、1学期15週以上の研究指導を行なうことを原則とする。
- 3) 3つの節目：「研究指導I～VI」を通じて、学生が計画的に研究を進め、論文完成・提出の目標を達成することを容易にするため、次の3つの節目を設ける。
 - ①研究計画セミナー：1年次生は、「研究指導I」において開催される当セミナーにおいて、3年間の研究計画を作成し報告しなければならない。報告者は討論を受

けて研究計画を修正するものとする。

- ②研究進行報告セミナー：2年次生は、「研究指導Ⅳ」において開催される当セミナーにおいて、過去1年半の研究の進行状況を、前年度に提出した研究計画と対照しつつ報告しなければならない。これを踏まえた今後1年半の研究計画、博士論文の構成および執筆計画を参加者全員の討論に付し、報告者の研究進行の過不足、論文構成等の修正に資するものとする。
- ③博士論文中間報告セミナー：3年次生は、「研究指導Ⅴ」において開催されるセミナーにおいて研究成果を報告し、参加者の討論、コメント等により論文修正をするものとする。
- ④各セミナーの実施日程については、研究科長が別に定める。

(3) 学期試験

- 1) 授業科目を履修した者に対し試験を行なう。
- 2) 試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。

(4) 中間報告

- 1) 学位論文計画と中間報告
 - ①課程博士論文は、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、本研究科の定める基準にもとづく課程博士論文提出資格審査（以下、提出資格審査）に合格し、かつ学位論文計画書を提出しなければこれを提出することができない。
 - ②課程博士論文を提出しようとする者（以下、論文提出予定者）は、指導教員の承認を得たうえ、研究科長が別に定める期限までに課程博士論文提出資格審査願を提出しなければならない。
 - ③論文提出予定者は、6月20日までに学位論文計画書および中間報告願（以下、学位論文計画書等）を提出しなければならない。春学期休学者の学位論文計画書の扱いについては、研究科が個別に定める。ただし、その計画書の提出を認める場合は、提出期限を9月30日（秋学期休学者は4月15日）以前に設定するものとする。
 - ④本課程に3年以上在学し、9月に修了しようとする者は、前年の12月20日までに指導教員の承認を得て学位論文計画書等を同時に提出するものとする。
 - ⑤学位論文計画書等で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書等を、新たに提出しなければならない。3月修了のための学位論文計画書等を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日（9月修了のための学位論文計画書等を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書等を9月30日）までに提出しなければならない。
 - ⑥学位論文計画書等の提出はC S Vの承認を受けなければならない。
 - ⑦学位論文計画書は、研究審査委員会の審査を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
 - ⑧中間報告は前記の中間報告セミナーとして実施するものとする。ただし、9月修

了予定者の中間報告の日程は研究科長が別に定める。

- 2) 中間報告の評者はC S VおよびS Cから選出された2名以上とし、原則として、博士論文の学位審査委員と同一とする。
- 3) C S Vは、所定の様式に基づき、中間報告実施報告書をすみやかに研究科長宛提出しなければならない。

(5) 博士論文、審査および最終試験

1) 単位修得による学位申請の場合

- ①本課程において3年以上在学して所定の単位を修得し、中間報告を終了した者は博士論文を提出して審査を請求することができる。
- ②博士論文は、その要旨3部とともに本文5部を教務係、研究科委員会を経て学長に提出するものとする。
- ③博士論文の提出期限は1月20日とする。ただし、本課程に3年以上在学した後、9月に修了する者にとっては、これを7月31日とする。
- ④博士論文には、学位申請書および履歴書を添付するものとする。
- ⑤審査ならびに最終試験の実施方法は博士前期課程の場合に準ずるものとする。

2) 論文提出による学位申請（詳細については研究科事務室に照会のこと。）

- ①前記1)の場合の他、それと同等以上の学力があると確認された場合には、博士論文を提出して審査を請求することができる。
- ②博士論文は、その要旨3部とともに本文5部を教務係、研究科委員会を経て学長に提出するものとする。
- ③博士論文には、学位申請書、履歴書、最終学校における単位取得・成績証明書および学位取得証明書を添付するものとする。
- ④審査ならびに最終試験の実施方法は博士前期課程の場合に準ずるものとする。
- ⑤学位審査手数料は本学学位規程の定めによる。

3) 博士論文の審査と最終試験

- ①前記1)の場合にあっては、博士論文の審査および最終試験は2月末日までに行うものとする。ただし、本過程に3年以上在学した後、9月に修了する者にとっては、これを8月31日とする。
- ②前記2)の場合にあっては、学力の確認の後、博士論文の審査は論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。
- ③博士論文の審査および最終試験は、これをC S VおよびS Cから選出された2名以上で構成される学位審査委員会によって行うものとする。ただし、前記2)の場合、学位審査委員は研究科委員会において選出する。
- ④学位審査委員は上記の定めにかかわらず、研究科委員会の議を経て、本学または他の大学院、研究所等の教授1名以上委嘱することを妨げない。ただし、主査は本研究科から選任するものとする。
- ⑤博士論文は、専攻分野におけるきわめて高度な研究能力または学識を有するかどうかについて審査するものとする。
- ⑥最終試験は、論文審査の後、口頭によって行う。

(6) 学位の授与

- 1) 学位審査委員会は、博士論文の審査および最終試験の結果を研究科長に報告しな

ければならない。

- 2) 研究科長は、1) の報告に基づいて学位授与の可否を研究科委員会の審議に付し、その結果を学長に報告するものとする。
- 3) 学長は、研究科長の報告に基づいて、学位を授与すべき者には学位記を交付し、また学位を授与できない者には、その旨通知する。
- 4) 本研究科で授与する学位は、博士（総合政策）とする。

(注) 上記各期日は、当日が学事日程上の休日となる場合には、当該直後の平日とする。

理 工 学 研 究 科

システム数理専攻

ソフトウェア工学専攻

機械電子制御工学専攻

理工学研究科履修要項

1. 博士前期課程

理工学研究科博士前期課程の専攻は次のとおりである。

理工学研究科	システム数理専攻
	ソフトウェア工学専攻
	機械電子制御工学専攻

(1) 授業科目

理工学研究科博士前期課程における授業科目及びその単位数は次のとおりとする。

() 内は単位数。

研究科共通科目群			
科学技術と倫理	(2)	通信工学概論	(2)
科学技術英語	(2)	オペレーションズ・リサーチ概論	(2)
情報数学概論	(2)	数理統計学概論	(2)
情報科学概論	(2)	アルゴリズム研究	(2)
物理学概論	(2)	計算数理研究	(2)
ソフトウェア工学概論	(2)	微分方程式研究	(2)
システム工学概論	(2)		
システム数理専攻科目群			
最適化モデル研究	(2)	制御論研究	(2)
空間解析研究	(2)	最適化手法研究	(2)
多変量解析研究	(2)	ソフトウェア生産管理研究	(2)
統計学研究	(2)	システム数理演習	(2)
データ解析研究	(2)		
システム数理専攻研究指導科目群			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)
ソフトウェア工学専攻科目群			
数理論理学研究	(2)	データベース研究	(2)
ソフトウェアアーキテクチャ	(2)	組込みシステム工学研究	(2)
ソフトウェア要求工学	(2)	ソフトウェア生産管理研究	(2)
ソフトウェア構築と保守	(2)	ソフトウェア工学演習	(2)
正当性検証と妥当性確認	(2)		
ソフトウェア工学専攻研究指導科目群			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)
機械電子制御工学専攻科目群			
通信プロトコル研究	(2)	制御論研究	(2)
電子工学研究	(2)	組込みシステム工学研究	(2)
ネットワーク設計研究	(2)	機械制御工学研究	(2)
機械工学研究	(2)	最適化手法研究	(2)
データベース研究	(2)	機械電子制御工学演習	(2)

機械電子制御工学専攻研究指導科目群			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)

(2) 履修方法

- 1) 博士前期課程を修了するためには、博士前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 学生は入学後所定の期間内に、指導教授を選び、研究一般についてその指導に従うものとする。
- 3) システム数理専攻の学生は、研究科共通科目群のうち、選択必修科目：「システム工学概論」、「オペレーションズ・リサーチ概論」、「数理統計学概論」から4単位以上を修得しなければならない。ソフトウェア工学専攻の学生は、研究科共通科目群のうち、選択必修科目：「情報数学概論」、「情報科学概論」、「ソフトウェア工学概論」から4単位以上を修得しなければならない。機械電子制御工学専攻の学生は、研究科共通科目群のうち、選択必修科目：「物理学概論」、「システム工学概論」、「通信工学概論」から4単位以上を修得しなければならない。
- 4) 学生は、3)の4単位と「科学技術と倫理」2単位を含め、研究科共通科目群から10単位以上を修得しなければならない。
- 5) システム数理専攻の学生は、「システム数理演習」2単位を含め、システム数理専攻科目群から12単位以上を修得しなければならない。ソフトウェア工学専攻の学生は、「ソフトウェア工学演習」2単位を含め、ソフトウェア工学専攻科目群から12単位以上を修得しなければならない。機械電子制御工学専攻の学生は、「機械電子制御工学演習」2単位を含め、機械電子制御工学専攻科目群から12単位以上を修得しなければならない。
- 6) 学生は、所属する専攻の「研究指導Ⅰ～Ⅳ」8単位を修得しなければならない。
- 7) 本研究科委員会が研究上有益と認めるときは、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を、10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院で履修したときには、単位を付与されない場合でも、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 8) 所定の授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 9) 博士前期課程の最長在学年限は4か年とする。ただし、特別の理由があるときには、本研究科委員会の議を経て、更に1か年の延長を認めることがある。
- 10) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、理工学研究科で適当と認めるときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は、通算して4か年を超えることはできない。

(3) 修士論文の提出、審査と最終試験

(a) 修士論文の提出

- 1) 修士論文を提出しようとするものは、本研究科の定める所定の時期に中間審査を受けなければならない。
- 2) 修士論文を提出するためには、予め論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を、その内容について指導教員の承認を得た上で、6月20日（9月修了の場合は、12月20日）までに提出しなければならない。春学期休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日（秋学期休学者は4月15日）以前に設定するものとする。
- 3) 学位論文計画書等を提出するためには、博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上の単位を修得していなければならない。ただし、優れた業績を上げた者については、この限りではない。
- 4) 修士論文を提出するためには、学位論文計画書等の内容について研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受けた学位論文計画書等の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。
- 5) 学位論文計画書等で予定された修了学期の修士論文審査に合格しなかった者が、次学期以降に修士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書等を、新たに提出しなければならない。9月修了のための学位論文計画書等を提出した者が3月修了希望に変更する場合は、そのための学位論文計画書等を9月30日（3月修了のための学位論文計画書等を提出した者が9月修了希望に変更する場合は4月15日）までに提出しなければならない。
- 6) 修士論文は、1編1部を、研究科委員会に提出する。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 7) 修士論文の提出期限は研究科の定める日とする。

(b) 修士論文の審査と最終試験

- 1) 修士論文の審査と最終試験は、研究科委員会が組織する学位審査委員会でこれを行う。
- 2) 最終試験は、論文審査が終った後、修士論文の内容を中心として、これに関連する学識について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆記試験を併せて行う。
- 3) 修士論文は専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要高度の学識を有することを示すものをもって合格とする。
- 4) 学位審査委員会は修士論文の審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。
- 5) 9月修了者の論文審査と最終試験は7月15日までに行う。

(4) 学位

理工学研究科博士前期課程で授与する学位の名称は、各専攻で定める。

システム数理専攻	修士（数理科学）
ソフトウェア工学専攻	修士（ソフトウェア工学）
機械電子制御工学専攻	修士（制御工学）

2. 博士後期課程

理工学研究科博士後期課程の専攻は次のとおりである。

理工学研究科	システム数理専攻
	ソフトウェア工学専攻
	機械電子制御工学専攻

(1) 授業科目

理工学研究科博士後期課程における授業科目及びその単位数は次のとおりとする。

() 内は単位数。

システム数理専攻

専攻科目			
オペレーションズ・リサーチ	(2)	統計科学	(2)
微分方程式特論	(2)		
学際共通科目			
最適化法特論	(2)	ソフトウェア解析特論	(2)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)
研究指導Ⅴ	(2)	研究指導Ⅵ	(2)

ソフトウェア工学専攻

専攻科目			
数理論理学特論	(2)	ソフトウェアアーキテクチャ特論	(2)
ソフトウェア工学特論	(2)		
学際共通科目			
ソフトウェア解析特論	(2)	データベース工学特論	(2)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)
研究指導Ⅴ	(2)	研究指導Ⅵ	(2)

機械電子制御工学専攻

専攻科目			
機械電子制御工学特論	(2)	通信制御工学特論	(2)
数値解析特論	(2)		
学際共通科目			
データベース工学特論	(2)	最適化法特論	(2)
研究指導科目			
研究指導Ⅰ	(2)	研究指導Ⅱ	(2)
研究指導Ⅲ	(2)	研究指導Ⅳ	(2)
研究指導Ⅴ	(2)	研究指導Ⅵ	(2)

(2) 履修方法

- 1) 博士後期課程を修了するためには、博士後期課程に3年以上在学し、20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2) 博士後期課程を修了するためには、所属する専攻の専攻科目から4単位以上と所属する専攻の学際共通科目から2単位以上を修得しなければならない。
- 3) 博士後期課程を修了するためには、研究指導科目以外の科目（他の2専攻の専攻科目・学際共通科目も含む）から、2)の単位を含めて8単位以上を修得しなければならない。
- 4) 博士後期課程を修了するためには、研究指導科目12単位をすべて修得しなければならない。
- 5) 理工学研究科で適当と認めるときには、本学の他の研究科、他大学の大学院（外国の大学院を含む）および入学前に本研究科で修得した単位を10単位を超えない範囲で修了に必要な単位として認める。ただし、外国の大学の大学院で履修したときには、単位を付与されない場合でも、試験によって本学大学院の単位を修得したものとみなすことができる。
- 6) 授業科目を履修した者に対し試験を行う。試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格として単位を与え、不可を不合格とする。
- 7) 博士後期課程の最長在学年限は6か年とする。
- 8) 願い出により退学した者が再入学を願い出た場合は、理工学研究科で適当と認めるときにはこれを許可する。この場合、その在学年限は通算して6か年をこえることはできない。

(3) 課程博士論文の提出

- 1) 博士論文を提出するためには、論文提出期限の3か月前までに学位審査委員会の中間審査を受けなければならない。
- 2) 博士論文を提出するためには、論文提出期限までに外国語検定試験に合格していなければならない。この試験は、研究科の定める時期に、研究科の定める方法で行う。ただし、研究科委員会が、学歴、業績等によりこの試験に相当する外国語の能力を認めるときは、この試験の全部または一部を免除することができる。研究科委員会でのこの承認は、論文提出期限までに行われていなければならない。
- 3) 博士論文を提出するためには、予め論文の主題とその研究計画書（以下、学位論文計画書等という）を、その内容について指導教員の承認を得た上で、6月20日までに提出しなければならない。春学期休学者の学位論文計画書等の扱いについては、本研究科が個別に対応して決める。ただし、この提出を認める場合は、提出期限を9月30日以前に設定するものとする。
- 4) 学位論文計画書等を提出するためには、博士後期課程に2年以上在学し、16単位以上の単位を修得し、計画書の内容について研究指導教員の承認を得なければならない。ただし、(2)履修方法の1)における優れた業績を上げた者については、在学期間と修得単位数の条件は課さない。
- 5) 博士論文を提出するためには、学位論文計画書の内容について、研究審査委員会の承認を受けなければならない。研究審査委員会から指摘または修正の指示を受け

た学位論文計画書の再提出の期限は、研究科長が個別に指定する。

- 6) 学位論文計画書等で予定された修了学期の博士論文審査に合格しなかった者が、次学期以降に博士論文を提出するためには、そのための学位論文計画書等を、新たに提出しなければならない。
- 7) 博士論文は、1編4部を、研究科委員会を経て学長に提出する。論文審査のために必要なときには、論文提出部数の増加や参考資料の提出を求めることがある。
- 8) 博士論文を提出するときには、学位申請書、論文要旨および履歴書を併せて提出しなければならない。
- 9) 博士論文の提出期限は研究科の定める日とし、論文審査と最終試験を受けなければならない。

(4) 博士論文の審査と最終試験

- 1) 博士論文の審査と最終試験は、研究科委員会で選出された教員3名以上の学位審査委員（内1名は主査）で組織される学位審査委員会でこれを行う。
- 2) 最終試験は、論文審査が終わった後、博士論文の内容を中心として、これに関連する学識と研究能力について、口頭で行う。ただし、必要なときには筆頭試問を併せて行う。
- 3) 博士論文は専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力を有することを示すものをもって合格とする。
- 4) 学位審査委員会は博士論文の審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は学位を授与するか否かを審議し、その判定を学長に報告する。学長は、学位を授与すべき者には学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(5) 学位

理工学研究科博士後期課程で授与する学位の名称は、各専攻で定める。

システム数理専攻	博士（数理科学）
ソフトウェア工学専攻	博士（ソフトウェア工学）
機械電子制御工学専攻	博士（制御工学）

「単位互換に関する協定」による単位認定について

名古屋大学大学院情報科学研究科、愛知県立大学大学院情報科学研究科の科目を修得した場合、次の対応に基づいて本研究科の単位として認定することができる。対応している科目を重複履修した場合は、一方の科目の単位のみを修了に必要な単位として認める。

名古屋大学大学院科目	本研究科の科目または科目群
プロジェクト管理	ソフトウェア生産管理研究
ソフトウェア信頼性特論	正当性検証と妥当性確認
ソフトウェア工学特論	ソフトウェアアーキテクチャ
ソフトウェア基礎論特論	研究科共通科目群（ソフトウェア工学専攻のみ）
システムプログラム特論	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
情報システム開発実践特論	ソフトウェア工学専攻の専攻科目群
最適化特論	システム数理専攻の専攻科目群
アルゴリズム特論	研究科共通科目群
愛知県立大学大学院科目	本研究科の科目
コードリーディングⅠ	ソフトウェア構築と保守

理工学研究科における [特定の研究課題についての研究の成果] の取扱要領

1. 趣旨

理工学研究科では、工学を基礎とする応用研究も研究課題の一つとして指導の対象とする。応用研究の成果は必ずしも論文だけでは無いとの観点から、特定の研究課題についての研究成果を小論文と試作物によって代えられるものとする。

2. 特定の研究課題についての成果とその提出方法

学生は、学問的または職業上の関心に基づき、特定の研究課題を選定し、その研究成果を小論文（研究科の定める要旨で2ページ程度のもの）とその研究課題の成果となる試作物を修士論文に代わり提出できる。試作物については、それがどのようなものであるかを、あらかじめ研究計画書に記述し、研究科で特定の研究課題の成果として妥当であるとの判断を受けなければならない。試作物の例としては、ソフトウェアシステム、ハードウェアシステム、アルゴリズムや方法論を記載したもの等が挙げられる。

3. 特定の研究課題選択の決定時期

修士論文に代えて、特定の研究課題に関する成果を提出しようとするものは、研究科の定める研究計画書提出の時期にその旨を計画書に記述し、研究科の判断を受けなければならない。提出に際しては、研究指導教員とその内容について事前に相談すること。

4. 選択の変更

特定の研究課題を選択した後、変更の必要が生じたときは、研究指導教員と相談の上、随時研究科に届出て、変更の可否の判断を受けなければならない。

教 職 關 係

教職関係科目履修要項

本学研究科が認定された免許状について

大学・大学院において学生が免許状取得に必要な資格を得るには、当該大学の学部・学科・研究科があらかじめ文部科学大臣より免許教科に関して課程の認定を受けなくてはならない。本学研究科は以下の通り課程の認定を受けている。

■2006年度以降入学生

研究科	専攻	認定を受けた免許状の種類	
		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
人間文化	キリスト教思想	宗 教	宗 教
	人 類 学	社 会	地 理 歴 史
			公 民
	教育フアンリテーション	社 会	地 理 歴 史
言 語 科 学	英 語	英 語	
国際地域文化	国際地域文化 (社会コース)	社 会	地 理 歴 史
			公 民
	国際地域文化 (英語コース)	英 語	英 語
	国際地域文化 (スペイン語コース)	ス ペ イ ン 語	ス ペ イ ン 語
	国際地域文化 (中国語コース)	中 国 語	中 国 語
社会科学	経 済 学	社 会	公 民
	経 営 学	—————	商 業
	総 合 政 策 学	社 会	地 理 歴 史
理 工 学	システム数理	数 学	数 学
	ソフトウェア工学	—————	情 報

教育職員免許状の授与について

1. 教育職員免許状は、一括申請の場合は愛知県教育委員会が授与する。
2. 教育職員免許状は、すべての都道府県において効力を有する。
3. 既に当該教科の一種免許状に係る所要資格を得ているものは、認定を受けた専攻課程の修了要件を満たし、指定された科目を24単位以上修得すれば申請によりその教科の専修免許状を取得することができる。
4. 当該教科の一種免許状を持たないものが新しく専修免許状を取得する場合は、学部科目を聴講・履修し、一種免許状部分の単位を取得する必要があるため、名古屋キャンパス教務課資格担当あるいは瀬戸キャンパス第2課教務係で必ず相談の上、登録・履修すること。履修登録期限内に申し出をしなかった場合、介護等体験、教育実習が行えない場合があるので、注意すること。
詳しくは学部の『授業科目履修案内－資格取得関連－』を参照すること。
5. 専修免許状取得希望者は、「教職課程費」を支払わなければならない。既に一種免許状を取得している者と、一種免許状部分の単位を取得する必要がある者とは金額が異なるため、名古屋キャンパス教務課資格担当、瀬戸キャンパス第2課教務係で確認の上、入学後すみやかに手続きを行うこと。
6. 大学院修了時に専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許状の授与申請の手続についてガイダンスを行うので必ず出席すること。
 - ・第6回教職課程ガイダンス（9月中旬から10月上旬）
 - ・第7回教職課程ガイダンス（11月下旬から12月上旬）
7. 不明な点があれば、名古屋キャンパス教務課資格担当、瀬戸キャンパス第2課教務係で尋ねること。

教員免許更新制および更新講習について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月より教員免許更新制が導入された。

1. 教員免許更新制について

その時々で教員として必要な知識技能の保持を図るため、制度導入後（2009年4月1日以降）に授与される免許状（新免許状）に10年の有効期間を定めることとし、免許状の有効期間の更新を行うためには、期間内に大学等が実施する免許状更新講習を修了することが必要となる。

また、制度導入以前（2009年3月31日まで）に取得された免許状（旧免許状）の所持者については、10年ごとに免許状更新講習を修了したことの確認を受けなければならない、期限までに更新講習を修了できなかった者の免許状は、その効力を失う。

2. 免許状更新講習について

受講対象者は教員等教育の職にある者（現職教員、常勤・非常勤の別は問わない）、教員になる予定の者。教育の職に就いていない者（パーパーティーチャー）は更新講習を受講することができない。

※2016年度より、制度の変更が予定されている

教員免許更新制・更新講習の詳細については、文部科学省のWebページなどで確認すること

- ・2000年度以降学部入学者対象（1999年度以前の学部入学者でも、学部卒業後学籍が一時途絶えた学生はこの表を適用のこと）

	免許状の種類	基礎資格	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	教職に関する科目	教科に関する科目	教科又は教職に関する科目
学部	中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状	学士の学位を有すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・[*1] 日本国憲法 (2) ・体育実技 (2) ・[*2] 外国語コミュニケーションに関する科目 (2) ・[*3] 情報機器の操作に関する科目 (2) 	中学 (31) 高校 (27)	(20)	中学 (8) 高校 (12)
大学院	中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状	イ. 修士の学位を有すること。 又は、 ロ. 大学の専攻科または大学院に1年以上在学し、30単位以上を修得すること。				[*4] 大学院 (24)

() 内は単位数

[* 1-3] 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

詳しくは学部の『授業科目履修案内-教職課程-』を参照すること。

[* 4] 「教科又は教職に関する科目」の中の大学院 (24) 単位について (専修免許部分)

一種免許状取得者は、指定された科目を24単位以上修得すれば専修免許状を申請できる。
 一種免許状を取得していないものは、指定された科目を24単位以上修得する他に学部で取得すべき一種免許状部分の単位を全て履修すること。

2004年度以降の入学生

各研究科の該当科目を24単位以上修得すること。

大学院「教科又は教職に関する科目」(専修部分) 一覧

人間文化研究科 キリスト教思想専攻(中学専修・高校専修 宗教) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
宗教の教科に関する科目	24	聖書神学概論 (2) 組織神学概論 (2) 諸宗教の神学概論 (2) 旧約聖書研究 (2) 新約聖書研究 (2) 組織神学研究 (2) 諸宗教の神学研究 (2) 倫理神学研究 (2) 実践神学研究 (2) 教父思想研究 (2) キリスト教精神史研究 (2) キリスト教文化研究 (2) 古代哲学研究 (2)	中世哲学研究 (2) 近世・現代哲学研究 (2) 宗教史研究 (2) 宗教学研究 (2) 宗教社会学研究 (2) 宗教心理学研究 (2) 比較宗教学研究 (2) 宗教哲学研究 (2) 古典語学(ヘブライ語) (4) 古典語学(ギリシャ語) (4) 古典語学(ラテン語) (4) 研究指導Ⅰ (2) 研究指導Ⅱ (2) 研究指導Ⅲ (2) 研究指導Ⅳ (2)	研究科のシラバス参照のこと
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ (2) 教育学研究Ⅱ (2) 教育学研究Ⅲ (2) 教育心理学研究Ⅰ (2) 教育心理学研究Ⅱ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2) 授業研究Ⅰ(宗教) (2) 授業研究Ⅱ(宗教) (2) 授業研究Ⅲ(宗教) (2)	

人間文化研究科 人類学専攻(中学専修 社会) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
社会の教科に関する科目	24	キリスト教的人間論 (2) 文化資源学研究 (2) 科学文化史研究 (2) 人類学史研究 (2) 民族誌学研究 (2) 歴史人類学研究(世界システム論) (2) 歴史人類学研究(ナショナリズム論) (2) 社会人類学研究(宗教変容論) (2) 人類学応用論研究(医療人類学) (2) 人類学応用論研究(国際協力論) (2) 人類学演習(文化人類学) (2) 考古学理論研究(2) 文化表象論 (2) 考古学方法論研究 (2) 地域考古学研究(日本列島先史時代) (2) 地域考古学研究(東海地方) (2)	地域考古学研究(朝鮮半島・東アジア) (2) 地域考古学研究(中国大陸先史時代) (2) 地域考古学研究(中国大陸歴史時代) (2) 地域考古学研究(東南アジア・オセアニア) (2) 環境考古学研究(2) 人類学演習(考古学) (2) 研究指導Ⅰ(文化人類学) (2) (2008年度以降) 研究指導Ⅱ(文化人類学) (2) (2008年度以降) 研究指導Ⅲ(文化人類学) (2) (2008年度以降) 研究指導Ⅳ(文化人類学) (2) (2008年度以降) 研究指導Ⅰ(考古学) (2) (2008年度以降) 研究指導Ⅱ(考古学) (2) (2008年度以降) 研究指導Ⅲ(考古学) (2) (2008年度以降) 研究指導Ⅳ(考古学) (2) (2008年度以降)	研究科のシラバス参照のこと
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ (2) 教育学研究Ⅱ (2) 教育学研究Ⅲ (2) 教育心理学研究Ⅰ (2) 教育心理学研究Ⅱ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2) 授業研究Ⅰ(社会・公民) (2) 授業研究Ⅱ(社会・公民) (2) 授業研究Ⅲ(社会・公民) (2)	

人間文化研究科 人類学専攻（高校専修 地理歴史） （2004年度以降入学者）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
地理歴史の 教科に 関する科目	24	文化資源学研究（2） 科学文化史研究（2） 人類学史研究（2） 民族誌学研究（2） 人類学演習（文化人類学）（2） 考古学理論研究（2） 考古学方法論研究（2） 地域考古学研究（日本列島先史時代）（2） 地域考古学研究（東海地方）（2）	地域考古学研究（朝鮮半島・東アジア）（2） 地域考古学研究（中国大陸先史時代）（2） 地域考古学研究（中国大陸歴史時代）（2） 地域考古学研究（東南アジア・オセアニア）（2） 環境考古学研究（2）人類学演習（考古学）（2） 研究指導Ⅰ（考古学）（2）（2008年度以降） 研究指導Ⅱ（考古学）（2）（2008年度以降） 研究指導Ⅲ（考古学）（2）（2008年度以降） 研究指導Ⅳ（考古学）（2）（2008年度以降）	研究科の シラバス 参照のこと
教職に 関する科目		教育学研究Ⅰ（2） 教育学研究Ⅱ（2） 教育学研究Ⅲ（2）	教育心理学研究Ⅰ（2） 教育心理学研究Ⅱ（2） 教育心理学研究Ⅲ（2）	

人間文化研究科 人類学専攻（高校専修 公民） （2004年度以降入学者）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
公民の 教科に 関する科目	24	刊布教的人間論（2） 文化表象論（2） 歴史人類学研究（世界システム論）（2） 歴史人類学研究（ナショナリズム論）（2） 社会人類学研究（宗教変容論）（2） 人類学応用論研究（医療人類学）（2）	人類学応用論研究（国際協力論）（2） 研究指導Ⅰ（文化人類学）（2）（2008年度以降） 研究指導Ⅱ（文化人類学）（2）（2008年度以降） 研究指導Ⅲ（文化人類学）（2）（2008年度以降） 研究指導Ⅳ（文化人類学）（2）（2008年度以降）	研究科の シラバス 参照のこと
教職に 関する科目		教育学研究Ⅰ（2） 教育学研究Ⅱ（2） 教育学研究Ⅲ（2） 教育心理学研究Ⅰ（2） 教育心理学研究Ⅱ（2）	教育心理学研究Ⅲ（2） 授業研究Ⅰ（社会・公民）（2） 授業研究Ⅱ（社会・公民）（2） 授業研究Ⅲ（社会・公民）（2）	

人間文化研究科 教育ファシリテーション専攻(中学専修 社会、高校専修 地理歴史・公民) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
教職に 関する科目	24	人間関係論 (2)	障害児教育実践研究 (2)	研究科の シラバス 参照のこと
		教育ファシリテーション論 (2)	教育社会学研究 (2) (2008年度以降)	
体験学習ファシリテーション基礎研究 (2) (2008年度以降)	教育臨床研究 (2)			
体験学習ファシリテーション応用研究 (2) (2008年度以降)	教育ファシリテーション評価研究 (2) (2008年度以降)			
ファシリテーション研究A (2) (2012年度以降)	カリキュラム研究 (2)			
ファシリテーション研究B (2) (2012年度以降)	キャリア・ガイダンス研究 (2)			
教育心理学研究 (2) (2012年度以降)	学校カウンセリング実践研究 (2) (2012年度以降)			
発達心理学研究 (2)	組織と集団のマネジメント研究 (2)			
臨床心理学研究 (2)	研究指導 I (2)			
体験学習設計研究 (2)	研究指導 II (2)			
グループ・アプローチ研究 (2) (2012年度以降)	研究指導 III (2)			
	研究指導 IV (2)			
	教育心理学研究 III (2)			
教育学研究 I (2)	授業研究 I (社会・公民) (2)			
教育学研究 II (2)	授業研究 II (社会・公民) (2)			
教育学研究 III (2)	授業研究 III (社会・公民) (2)			
教育心理学研究 I (2)				
教育心理学研究 II (2)				

※「授業研究 I～III (社会・公民)」は地理歴史に算入できないので注意すること

人間文化研究科 言語科学専攻 (中学専修・高校専修 英語) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
英語の 教科に 関する科目	24	人間と言語 (2)	英語教育研究 A (2) (2008年度以降)	研究科の シラバス 参照のこと
		言語運用能力論 (英語) (2)	英語教育研究 B (2) (2008年度以降)	
		コミュニケーション論 (2)	コミュニケーション教育研究 A (2) (2008年度以降)	
		異文化コミュニケーション論 (2)	コミュニケーション教育研究 B (2) (2008年度以降)	
		統語論概論 (2)	研究指導 I (2)	
		意味論概論 (2)	研究指導 II (2)	
		音韻論概論 (2)	研究指導 III (2)	
		英語文法論 A (2) (2008年度以降)	研究指導 IV (2)	
		英語文法論 B (2) (2008年度以降)		
言語教育学 (2)				
教職に 関する科目		教育学研究 I (2)	教育心理学研究 III (2)	
		教育学研究 II (2)	授業研究 I (英語) (2)	
		教育学研究 III (2)	授業研究 II (英語) (2)	
		教育心理学研究 I (2)	授業研究 III (英語) (2)	
		教育心理学研究 II (2)		

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔社会コース〕(中学専修 社会) (2005年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
社会の 教科に 関する科目	24	地域研究方法論 (2) 国際文化論 (2) 国際関係論 (2) 国際交流・協力論 (2) アメリカ思想・宗教研究 (2) アメリカ歴史社会研究 (2) アメリカ外交研究 (2) (2005年度以降) アメリカ経済研究 (2) 日米比較社会研究 (2) ラテンアメリカ文化研究 (2) ラテンアメリカ経済研究 (2) ブラジル社会・経済研究 (2)	スペイン・ラテンアメリカ特殊研究 (2) (2009年度以降) アジア・日本歴史関係研究 (2) 東南アジア社会研究 (2) アジア・日本特殊研究 (2) (2009年度以降) 国際地域文化課題演習Ⅰ(歴史と社会) (2) 国際地域文化課題演習Ⅱ(歴史と社会) (2)	研究科の シラバス 参照のこと
教職に 関する科目		教育学研究Ⅰ (2) 教育学研究Ⅱ (2) 教育学研究Ⅲ (2) 教育心理学研究Ⅰ (2) 教育心理学研究Ⅱ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2) 授業研究Ⅰ(社会・公民) (2) 授業研究Ⅱ(社会・公民) (2) 授業研究Ⅲ(社会・公民) (2)	

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻〔社会コース〕(高校専修 地理歴史) (2005年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
地理歴史の 教科に 関する科目	24	国際文化論 (2) アメリカ歴史社会研究 (2) ラテンアメリカ文化研究 (2) アジア・日本歴史関係研究 (2) 東南アジア社会研究 (2) アジア・日本特殊研究 (2) (2009年度以降)	国際地域文化課題演習Ⅰ(歴史と社会) (2) 国際地域文化課題演習Ⅱ(歴史と社会) (2) 研究指導Ⅰ (2) 研究指導Ⅱ (2) 研究指導Ⅲ (2)	研究科の シラバスを 参照のこと
教職に 関する科目		教育学研究Ⅰ (2) 教育学研究Ⅱ (2) 教育学研究Ⅲ (2)	教育心理学研究Ⅰ (2) 教育心理学研究Ⅱ (2) 教育心理学研究Ⅲ (2)	

教職
関係

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻 [社会コース] (高校専修 公民) (2005年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
公民の 教科に 関する科目	24	地域研究方法論 (2) 国際関係論 (2) 国際交流・協力論 (2) アメリカ思想・宗教研究 (2) アメリカ外交研究 (2) (2005年度以降) アメリカ経済研究 (2) 日米比較社会研究 (2)	ラテンアメリカ経済研究 (2) ブラジル社会・経済研究 (2) スペイン・ラテンアメリカ特殊研究 (2) (2009年度以降) 研究指導Ⅰ (2) 研究指導Ⅱ (2) 研究指導Ⅲ (2)	研究科の シラバス 参照のこと
教職に 関する科目		教育学研究Ⅰ (2) 教育学研究Ⅱ (2) 教育学研究Ⅲ (2) 教育心理学研究Ⅰ (2) 教育心理学研究Ⅱ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2) 授業研究Ⅰ (社会・公民) (2) 授業研究Ⅱ (社会・公民) (2) 授業研究Ⅲ (社会・公民) (2)	

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻(英語コース)(中学専修・高校専修 英語) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
英語の教科に関する科目	24	アメリカ文化研究 (2)	英語表現研究Ⅰ (2) (2008年度以降)	研究科のシラバス参照のこと
		英語圏文学研究 (2)	英語表現研究Ⅱ (2) (2008年度以降)	
		アメリカ民族集団・人種関係研究 (2)	研究指導Ⅰ (2)	
		アメリカ政治社会研究 (2) (2005年度以降)	研究指導Ⅱ (2)	
		日米関係研究 (2)	研究指導Ⅲ (2)	
		アメリカ特殊研究 (2) (2009年度以降)		
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2)	
		教育学研究Ⅱ (2)	授業研究Ⅰ (英語) (2)	
		教育学研究Ⅲ (2)	授業研究Ⅱ (英語) (2)	
		教育心理学研究Ⅰ (2)	授業研究Ⅲ (英語) (2)	
		教育心理学研究Ⅱ (2)		

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻(スペイン語コース)(中学専修・高校専修 スペイン語) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
スペイン語の教科に関する科目	24	スペイン文化研究 (2)	ラテンアメリカ政治研究 (2)	研究科のシラバス参照のこと
		スペイン思想研究 (2)	スペイン語表現研究Ⅰ (2) (2008年度以降)	
		スペイン文学研究 (2)	研究指導Ⅰ (2)	
		スペイン語圏言語研究 (2)	研究指導Ⅱ (2)	
		ラテンアメリカ社会研究 (2)	研究指導Ⅲ (2)	
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2)	
		教育学研究Ⅱ (2)	授業研究Ⅰ (スペイン語) (2)	
		教育学研究Ⅲ (2)	授業研究Ⅱ (スペイン語) (2)	
		教育心理学研究Ⅰ (2)	授業研究Ⅲ (スペイン語) (2)	
		教育心理学研究Ⅱ (2)		

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻(中国語コース)(中学専修・高校専修 中国語) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
中国語の教科に関する科目	24	国際地域文化プロジェクト研究 (2)	国際地域文化課題演習Ⅰ (国際関係) (2)	研究科のシラバス参照のこと
		アジア・日本国際関係研究 (2)	国際地域文化課題演習Ⅱ (国際関係) (2)	
		現代中国社会研究 (2)	研究指導Ⅰ (2)	
		現代中国文学研究 (2)	研究指導Ⅱ (2)	
		東南アジア文化研究 (2)	研究指導Ⅲ (2)	
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2)	
		教育学研究Ⅱ (2)	授業研究Ⅰ (中国語) (2)	
		教育学研究Ⅲ (2)	授業研究Ⅱ (中国語) (2)	
		教育心理学研究Ⅰ (2)	授業研究Ⅲ (中国語) (2)	
		教育心理学研究Ⅱ (2)		

国際地域文化研究科 国際地域文化専攻(国語コース)(中学専修・高校専修 国語) (2004年度以降入学者)

科 目	最低単位数	授業科目 () 内は単位数		
国語の教科 に関する 科目	24	現代日本社会研究 (2)	国際地域文化課題演習Ⅰ (文化と思想)(2)	研究科の シラバス 参照のこと
		近代日本歴史社会研究 (2)	研究指導Ⅰ (2)	
教職に 関する科目		近現代日本文学研究 (2)	研究指導Ⅱ (2)	
		アジア・日本文化交流研究 (2)	研究指導Ⅲ (2)	
		教育学研究Ⅰ (2)	教育心理学研究Ⅲ (2)	
		教育学研究Ⅱ (2)	授業研究Ⅰ(国語)(2)	
		教育学研究Ⅲ (2)	授業研究Ⅱ(国語)(2)	
		教育心理学研究Ⅰ (2)	授業研究Ⅲ(国語)(2)	
		教育心理学研究Ⅱ (2)		

社会科学部 経済学専攻（中学専修 社会、高校専修 公民）（2014年度以降入学者）

科目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
教科に関する科目	24	開発経済学（2） ミクロ経済学（2） マクロ経済学（2） 理論経済学（2） 計量経済分析（2） 財政学（2） 労働経済学（2） 経済統計論（2） 経済統計の実践（2）	データ解析（2） 経済分析のための数学（2） 労働政策論（2） 年金改革論（2） 日本・アジア経済関係論（2） 消費社会論（2） 社会保障研究（2） 経済社会学研究（2）	研究科のシラバス参照のこと
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ（2） 教育学研究Ⅱ（2） 教育学研究Ⅲ（2） 教育心理学研究Ⅰ（2） 教育心理学研究Ⅱ（2）	教育心理学研究Ⅲ（2） 授業研究Ⅰ（社会・公民）（2） 授業研究Ⅱ（社会・公民）（2） 授業研究Ⅲ（社会・公民）（2）	

社会科学部 経営学専攻（高校専修 商業）（2014年度以降入学者）

科目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
教科に関する科目	24	経営労務論（2） 会計学（2） 統計学（2） 経営数学（2） 資源と環境の経済学（2） 環境の経済評価（2） 企業と法の経済学（2） Business English（2） 日本経営論（2） 経営史（2） 財務会計論（2） 会計監査論（2） 国際会計論（2） 連結会計論（2） 管理会計論（2） キャッシュ・フローの分析（2）	経営管理論（2） 経営戦略論（2） オペレーションズ・リサーチ（2） マーケティング論A（2） マーケティング論B（2） マーケティング・リサーチ（2） 流通システム論（2） Corporate Finance A（2） Corporate Finance B（2） ファイナンス論A（2） ファイナンス論B（2） 投資論（2） 経営組織論（2） 組織変革論（2） 組織学習論（2） 産業・組織心理学（2）	研究科のシラバス参照のこと
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ（2） 教育学研究Ⅱ（2） 教育学研究Ⅲ（2） 教育心理学研究Ⅰ（2） 教育心理学研究Ⅱ（2）	教育心理学研究Ⅲ（2） 授業研究Ⅰ（商業）（2） 授業研究Ⅱ（商業）（2） 授業研究Ⅲ（商業）（2）	

教職関係

社会科学部 総合政策学専攻（中学専修 社会）（2014年度以降入学者）

科目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
教科に関する科目	24	国際政治経済研究（2）	社会福祉行政研究（2）	研究科のシラバス参照のこと
		国際組織研究（2）	地方財政研究（2）	
		西洋文明史研究（2）	比較産業社会研究（2）	
		東洋文明史研究（2）	公会計制度研究（2）	
		グローバル・ガバナンス研究（2）	経営管理研究（2）	
		民族紛争研究（2）	雇用政策研究（2）	
		国際援助政策研究（2）	地球環境システム研究（2）	
		アジア政策研究（2）	環境経済研究（2）	
		国際経済研究（2）	環境政策評価研究（2）	
		開発経済政策研究（2）	環境社会心理研究（2）	
	行政機構研究（2）	生態系保全研究（2）		
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ（2）	教育心理学研究Ⅲ（2）	
		教育学研究Ⅱ（2）	授業研究Ⅰ（社会・公民）（2）	
		教育学研究Ⅲ（2）	授業研究Ⅱ（社会・公民）（2）	
		教育心理学研究Ⅰ（2）	授業研究Ⅲ（社会・公民）（2）	
		教育心理学研究Ⅱ（2）		

社会科学部 総合政策学専攻（高校専修 地理歴史）（2014年度以降入学者）

科目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
教科に関する科目	24	西洋文明史研究（2）	アジア政策研究（2）	研究科のシラバス参照のこと
		東洋文明史研究（2）	地球環境システム研究（2）	
		民族紛争研究（2）	生態系保全研究（2）	
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ（2）	教育心理学研究Ⅰ（2）	
		教育学研究Ⅱ（2）	教育心理学研究Ⅱ（2）	
		教育学研究Ⅲ（2）	教育心理学研究Ⅲ（2）	

社会科学部 総合政策学専攻（高校専修 公民）（2014年度以降入学者）

科目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
教科に関する科目	24	国際政治経済研究（2）	地方財政研究（2）	研究科のシラバス参照のこと
		国際組織研究（2）	比較産業社会研究（2）	
		グローバル・ガバナンス研究（2）	公会計制度研究（2）	
		国際援助政策研究（2）	経営管理研究（2）	
		国際経済研究（2）	雇用政策研究（2）	
		開発経済政策研究（2）	環境経済研究（2）	
		行政機構研究（2）	環境政策評価研究（2）	
		社会福祉行政研究（2）	環境社会心理研究（2）	
教職に関する科目		教育学研究Ⅰ（2）	教育心理学研究Ⅲ（2）	
		教育学研究Ⅱ（2）	授業研究Ⅰ（社会・公民）（2）	
		教育学研究Ⅲ（2）	授業研究Ⅱ（社会・公民）（2）	
		教育心理学研究Ⅰ（2）	授業研究Ⅲ（社会・公民）（2）	
		教育心理学研究Ⅱ（2）		

理工学研究科 システム数理専攻（中学専修・高校専修 数学）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
数学の教科 に関する 科目	10	最適化モデル研究（2） 統計学研究（2） データ解析研究（2）	空間解析研究（2） 多変量解析研究（2）	研究科の シラバスを 参照のこと
		オペレーションズ・リサーチ概論（2） 情報数学概論（2） アルゴリズム研究（2） システム数理演習（2）	数理統計学概論（2） 微分方程式研究（2） 最適化手法研究（2）	
教職に 関する科目	14	教育学研究Ⅰ（2） 教育学研究Ⅲ（2） 教育心理学研究Ⅱ（2） 授業研究Ⅰ（数学）（2） 授業研究Ⅲ（数学）（2）	教育学研究Ⅱ（2） 教育心理学研究Ⅰ（2） 教育心理学研究Ⅲ（2） 授業研究Ⅱ（数学）（2）	

理工学研究科 ソフトウェア工学専攻（高校専修 情報）

科 目	最低単位数	授業科目（ ）内は単位数		
情報の教科 に関する 科目	10	数理論理学研究（2） ソフトウェア構築と保守（2） ソフトウェア要求工学（2）	ソフトウェアアーキテクチャ（2） 正当性検証と妥当性確認（2）	研究科の シラバスを 参照のこと
		科学技術と倫理（2） ソフトウェア工学概論（2） 組込みシステム工学研究（2） ソフトウェア工学演習（2）	システム工学概論（2） 計算数理研究（2） ソフトウェア生産管理研究（2）	
教職に 関する科目	14	教育学研究Ⅰ（2） 教育学研究Ⅲ（2） 教育心理学研究Ⅱ（2） 授業研究Ⅰ（情報）（2） 授業研究Ⅲ（情報）（2）	教育学研究Ⅱ（2） 教育心理学研究Ⅰ（2） 教育心理学研究Ⅲ（2） 授業研究Ⅱ（情報）（2）	

学位論文作成
外国語検定試験

学 位 論 文 作 成

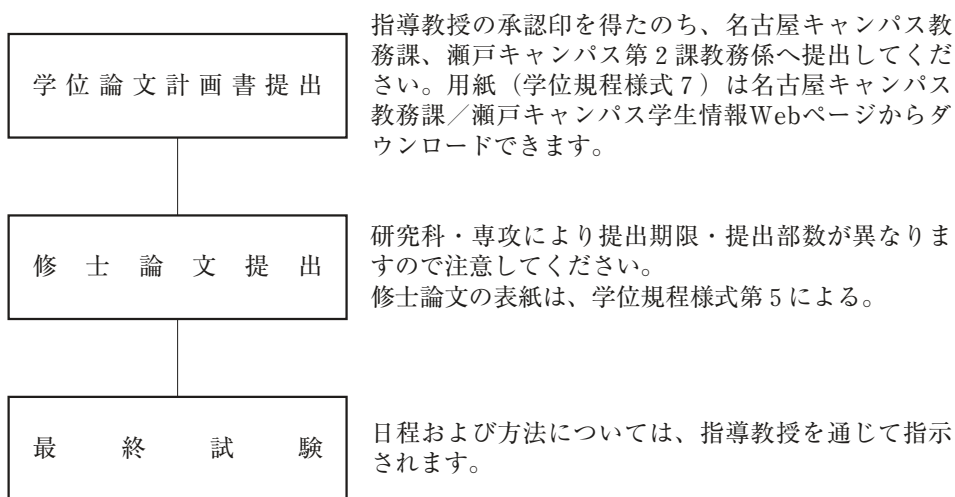
本学学位規程を参照してください。

[修士論文]

1. 修士論文の提出資格（学位論文計画書提出時）

人間文化研究科	キリスト教思想専攻 言語科学専攻	博士前期課程に1年以上在学し、研究指導4単位を含む16単位以上修得していること。
	教育ファシリテーション専攻	修士課程に1年以上在学し、研究指導4単位を含む16単位以上修得していること。
	人類学専攻	博士前期課程に1年以上在学し、研究指導4単位および文化資源学研究2単位を含む20単位以上修得していること。
国際地域文化 研 究 科		博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上修得していること。
社会科学研究科	経済学専攻 課程専修コース	博士前期課程に1年以上在学し、研究指導Ⅰ、Ⅱの4単位を含めて合計16単位以上修得していること。
	経済学専攻 長期在学コース	博士前期課程に2年以上在学し、研究指導Ⅰ、Ⅱの4単位を含めて合計16単位以上修得していること。
	経営学専攻	博士前期課程に1年以上在学し、前年度までに修士論文プロポーザル公聴会を終え、16単位以上修得していること。
	総合政策学専攻	博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上修得していること。
理工学研究科	システム数理専攻 ソフトウェア工学専攻 機械電子制御工学専攻	博士前期課程に1年以上在学し、16単位以上修得していること。

2. 手続



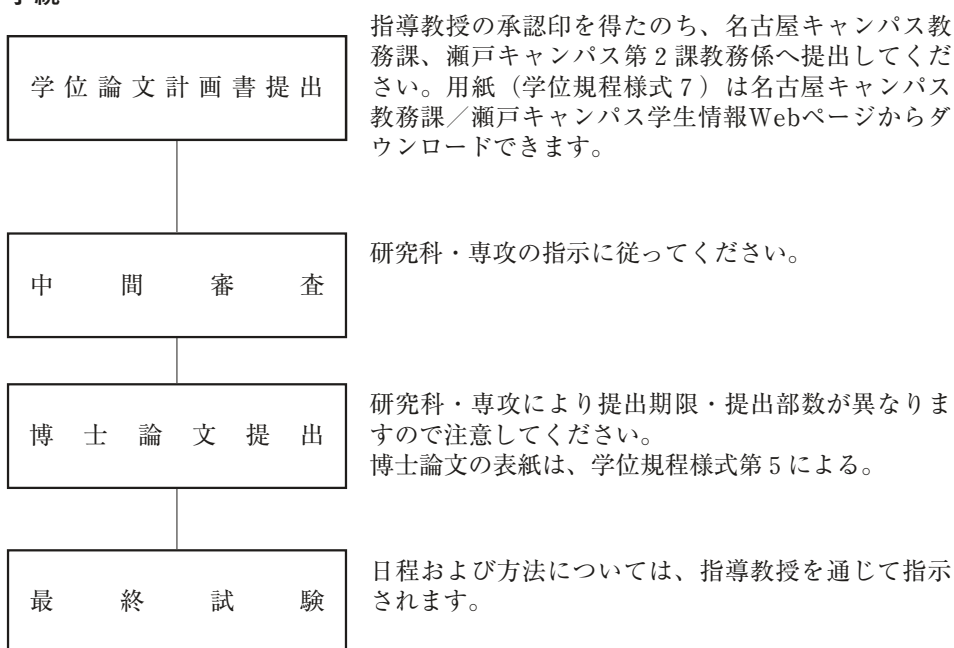
- ※ 修士論文を提出しない者は、その旨を名古屋キャンパス教務課、瀬戸キャンパス第2課教務係へ届け出てください。
- ※ 学位論文計画書提出時期、修士論文提出期限については各研究科・専攻の履修要項を参照してください。なお、詳細はその都度Webページ等でお知らせしますので、各自で確認してください。
- ※ 総合政策研究科「特定課題の研究成果」・理工学研究科「特定の研究課題についての研究成果」については、各研究科の取り扱い要領を参照してください。

[博士論文] 課程を修了する者（課程博士）

1. 博士論文の提出資格（学位論文計画書提出時）

人間文化研究科	博士後期課程に2年以上在学し、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語に関する学力検定に合格していること。（言語科学専攻のみ：博士論文提出資格審査にも合格していること）
国際地域文化研究科	博士後期課程に2年以上在学し、研究指導8単位および専門科目4単位を含む12単位以上を修得し、外国語に関する学力検定に合格していること。
経済学研究科	博士後期課程に2年以上在学し、所定の科目について20単位以上修得（見込み）していること。
ビジネス研究科 経営学専攻	博士後期課程に2年以上在学し、前年度までに博士論文プロポーザル公聴会を終え、12単位以上を修得していること。
総合政策研究科	博士後期課程に2年以上在学し、16単位以上を修得（見込み）していること。
理工学研究科	博士後期課程に2年以上在学し、16単位以上を修得していること。

2. 手続



※ 学位論文計画書提出時期、博士論文提出期限については各研究科の履修要項を参照してください。なお、詳細はその都度Webページ等でお知らせしますので、各自で確認してください。

[博士論文] 博士課程を修了しない者（論文博士）

本学大学院の博士後期課程を経ないで博士の学位を得ようとするときの論文の提出方法、論文の審査と最終試験の実施方法は、本学学位規程による。詳細は教務課／第2課教務係で確認してください。

大学院外国語検定試験について

毎年9月^(*)と2月に大学院外国語検定試験を下記のとおり実施します。受験該当者は、教務課／第2課教務係窓口で『外国語検定申請書』の交付を受け、必要事項を記入し捺印のうえ、期間内に申請書を提出してください。課程の修了要件に外国語検定試験の合格が必要となるかについては、各専攻の履修要項を確認してください。

記

申請期間：7月上旬～8月上旬^(*)／1月上旬～下旬

申請受付時間：〈教務課窓口（C棟3F）〉月～金曜日 9:00～17:00

〈第2課教務係窓口（C棟B1F）〉月～金曜日 9:30～17:30

試験日程：9月頃^(*)／2月頃

試験会場・日程等詳細は、教務課／瀬戸キャンパス学生情報Webページ内に掲載しますので各自確認してください。

(*) 理工学研究科の日程は2ヶ月ほど早くなります。